



「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」 の取扱いについて (手引書)

福岡市では「駐車場法」に基づき、駐車場整備地区、商業地域、もしくは近隣商業地域で、一定規模以上の建築物を新築・増築等する際は、駐車場の附置を義務づける条例を制定しています。

この手引書は、条例の内容や各種基準、必要な手続き・届出内容等について取りまとめたものです。

令和 7年 7月 1日 改正

福岡市 道路下水道局 管理部 駐車場施設課

窓口・電話相談受付時間

月・火・木・金 10:00～12:00
13:00～16:00

注) 本庁舎閉庁日は除く

※水曜日は現地調査等のため受付していません。

この手引書において、

- ・条例は「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和47年福岡市条例第55号）」
- ・規則は「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行規則（昭和47年福岡市規則第53号）」
- ・要綱は「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例並びに福岡市自転車等駐車場の附置及び建設奨励に関する条例等の運用に関する要綱（令和3年8月26日）」

をそれぞれ意味します。

目 次

■ 1. 用語の定義	1
■ 2. 申請手続きの流れ	2
■ 3. 変更手続き等	3
■ 4. 条例の対象となる地域	4
■ 5-1. 駐車施設の附置台数の算定方法（1）自動車全体	5
■ 5-2. 駐車施設の附置台数の算定方法（2）車いす利用者用	6
■ 5-3. 駐車施設の附置台数の算定方法（3）荷さばき用	7
■ 6. 駐車施設の附置台数の算定方法（4）自動二輪車用	8
■ 7. 増築等を行う場合の算定方法	9
■ 8. 駐車施設の大きさ	10
■ 9. 車路	11
■ 10. 駐車施設の出入口	13
■ 11. 駐車施設の配置	17
■ 12. 車いす利用者用駐車施設の設置位置等	18
■ 13. 荷さばき用駐車施設の設置位置等	18
■ 14. 自動二輪車用駐車施設の設置位置等	18
■ 15. 機械式特殊駐車装置	19
■ 16. 駐車施設の附置場所等の特例（1）隔地駐車施設	20
■ 17. 駐車施設の附置場所等の特例（2） 公共交通利用促進措置による附置義務台数の低減	22
■ 18. 駐車施設の附置場所等の特例（3） 地域特性に応じた附置場所の特例	24
■ 19. 駐車施設の管理	25
■ 20. 自動車駐車施設の附置義務台数算定例	25
■ 21. 手続きに必要な書類	28
■ 22. 様式集	30
■ 23. 様式記入例	55
■ 24. Q & A よくある質問集	61
■ 25. 参考資料	64

■ 1. 用語の定義

● この手引書において使用する用語の定義は、次の通りとします。

(1) 附置義務

- ・福岡市域内で一定の要件を満たす建築物を新築、増築、大規模の修繕または大規模の模様替を行う場合に、条例に基づき駐車施設の設置を義務付けるもの。

(2) 駐車施設

- ・自動車の駐車のための施設。

(3) 自動二輪車

- ・道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号）第 3 条に規定する大型自動二輪車及び普通自動二輪車（いずれも側車付きのものを除きます）

(4) 機械式駐車装置

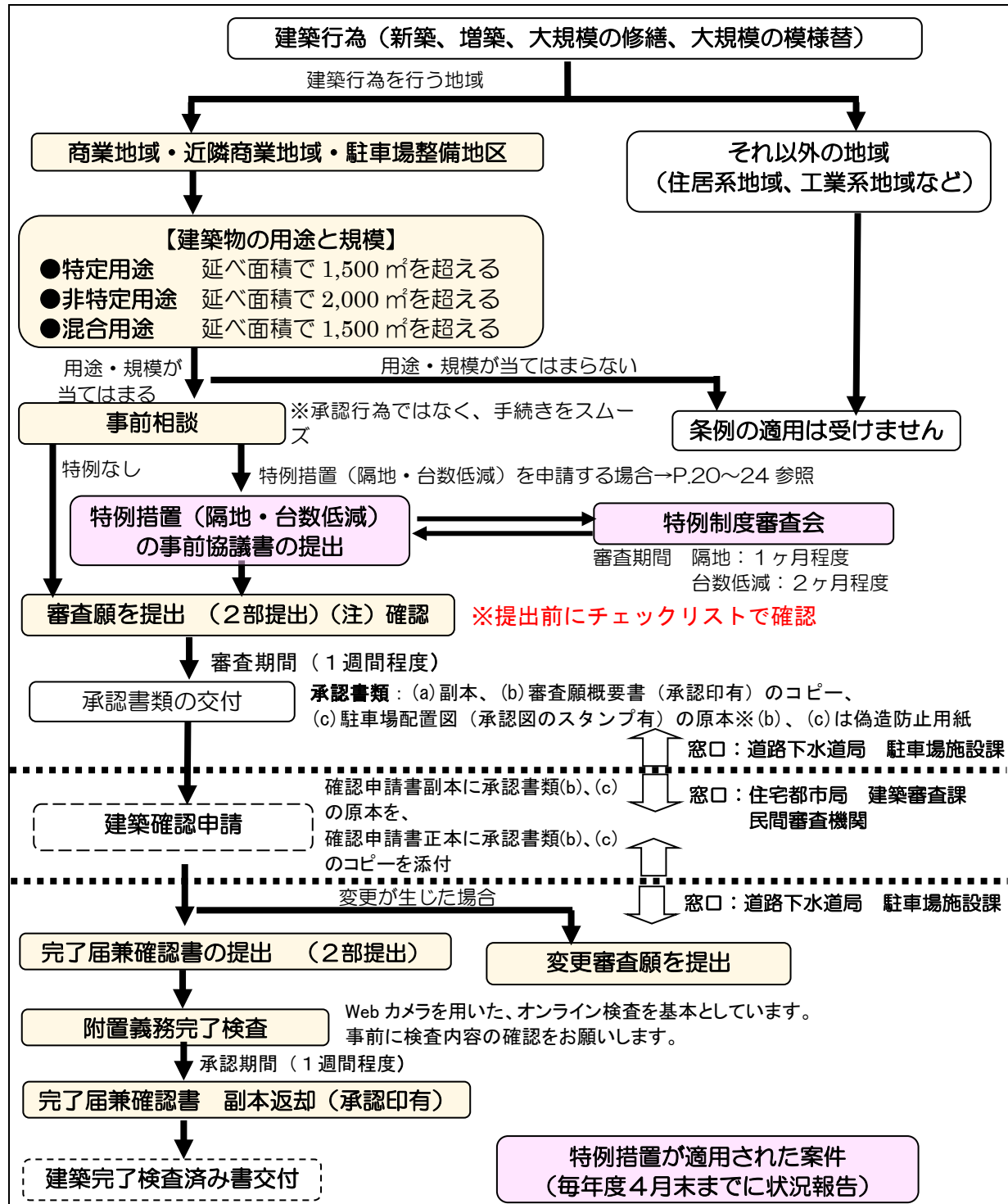
- ・特殊の装置を用いる駐車装置で、駐車場法施行令（昭和 32 年政令第 340 号）第 15 条の規定により、大臣認定を受けたもの。

■ 2. 申請手続きの流れ

- 建築物を新築、増築、大規模の修繕または大規模の模様替（用途変更を除く）を行う場合は、建築確認申請を行う前に、下記の流れに従い、審査に必要な書類をご提出ください。
- 特例措置（隔地・台数低減 P. 20～24 参照）の申請を行う場合は審査期間が1ヶ月～2ヶ月程度必要となります。

【駐車施設の附置に関する手続き】

期間は標準処理期間を示すものであり申請数や申請内容、祝祭日等により変更があります。



(注)車いす利用者用駐車施設が対象となる場合は、福祉のまちづくり条例協議済証の写しを添付すること

(注)駐車施設（駐車マス）の面積の合計が500㎡以上の場合、路外駐車場に該当し、届出が必要な場合があります。

(注)審査期間は申請書類が整ってからの期間である。

■ 3. 変更手続き等

【建物建設中】

- 変更審査が必要な場合は次のとおりです。

- ①延べ面積の変更（軽微な変更を含む）
- ②駐車施設の配置、附置義務台数、設置台数の変更
- ③特殊駐車装置の機械の変更
- ④隔地駐車場の変更
- ⑤隔地駐車場所有者の変更

- 変更審査が不要な場合は次のとおりです。

- ①敷地面積、建築面積の変更
- ②延べ面積の変更を伴わない間取りの変更
- ③建築主の変更（建築主変更届の写しの提出は必要です。）

※附置場所の特例（隔地）を受けている場合は、変更手続きが必要な場合があります。

【竣工後】

- 建築行為（増築、大規模の修繕または大規模の模様替）を行わない場合においても、次の変更を行う場合には、窓口にて条例への適合について確認を受けてください。

①駐車施設の配置、台数の変更

※上記のほか、変更手続きの要否が不明な場合は、窓口にて確認してください。

※確認は決裁を要するため、数日かかります。

【その他関連する可能性がある手続き】

- 路外駐車場設置の届出

附置義務駐車場をコインパーキング等で運営する場合は、別途申請が必要となります。

※別途「路外駐車場設置（変更）の届出について（手引き）」をご参照下さい。

対象面積：駐車マスの面積が 500 m²以上

- 大規模小売店舗に係る届出

計画している建物に、小売店舗が入店する場合は別途手続きが必要となります。

手続きについては、経済観光文化局総務・中小企業部政策調整課へお問合せ下さい。

（Tel：092-711-4326）

対象用途：小売店舗

対象店舗面積：1,000 m²以上

■ 4. 条例の対象となる地域

- 駐車施設の附置が必要となるのは以下の地域です。

- ①商業地域
- ②近隣商業地域
- ③駐車場整備地区（都心（天神・博多）、大橋、香椎、西新・藤崎）

※建築物の敷地が複数の用途地域にまたがる場合、敷地のうち最も大きな面積を占める部分が属する地区又は地域が対象地域になる場合に条例の対象となります。

- このうち、「商業地域」は荷さばきのための駐車施設の附置が必要となります。

※用途地域等は「福岡市 Web まっぷ」で検索してください

<https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/>

福岡市 Web まっぷ

検 索

福岡市 Web まっぷ

お知らせ

「福岡市Webまっぷ」とは...
地図を利用して福岡市の行政情報や地域情報をインターネットを通じて公開・提供するサイトです。

「都市計画情報」を選択してください

掲載マップ一覧

都市計画情報及び指定道路

総合ハザードマップ

行政情報マップ

医療・健康マップ

地域情報マップ

バリアフリーマップ

公有財産活用・提案

字図（地番現況図）情報

埋蔵文化財（遺跡）

オープンデータ

スマートフォンサイトはこちら

■ 5—1. 駐車施設の附置台数の算定方法（1）自動車全体

- 条例の対象となる建物の用途と規模、駐車施設の附置台数の算定方法（一般用、車椅子利用者用、荷さばき用の駐車施設の合計）は次の通りです。

【駐車施設の附置（自動車）】 条例第3条第1項

対象となる地区	商業地域・近隣商業地域・駐車場整備地区		
建物の用途	特定用途	非特定用途	混合用途
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院（診療所含む）、卸売市場、倉庫及び工場（駐車場法施行令第18条）	特定用途以外のもの（共同住宅※ ³ 、学校、保育所、寺社、各種老人ホーム、学習塾、寄宿舎など）	特定用途及び非特定用途をあわせもつもの
建物の規模（※1）	特定用途の延べ面積(a)が1,500㎡を超えるもの $(a) > 1,500 \text{ ㎡}$	非特定用途の延べ面積(b)が2,000㎡を超えるもの $(b) > 2,000 \text{ ㎡}$	特定用途の延べ面積(a)と非特定用途の延べ面積(b)を用いて下記で計算される面積(c)が1,500㎡を超えるもの $(c) = (a) + (b) \times 0.75$ $(c) > 1,500 \text{ ㎡}$
駐車施設の附置台数の算定方法（※2）	$\frac{(a) - 1,500 \text{ ㎡}}{300 \text{ ㎡}}$	$\frac{(b) - 2,000 \text{ ㎡}}{450 \text{ ㎡}}$	$\frac{\{(a) + (b)\} - 1,500 \text{ ㎡}}{A \text{ ㎡}}$ $A = 300 + \frac{(b)}{(a) + (b)} \times 150$

※1：「延べ面積」は確認申請書第3面の【11. 延べ面積】【イ、建築物全体】から、【ホ、自動車車庫等】の面積を除いた面積をいいます。ただし、自動車車庫等の面積が建築物全体の面積の1/5を超える場合は、容積率算入となる面積についても除くことができます。

※2：小数点以下は切り上げます。算出事例を参照してください。

※3：共同住宅については「附置義務条例」による台数及び「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」による自動車保管場所設置台数を合計した台数を確保する必要があります。

「建築紛争の予防と調整に関する条例」担当窓口：住宅都市みどり局 建築指導部 建築調整課
TEL092（711）4777

- ただし、以下の建築物については、適用除外となります。

- ①義務教育諸学校
- ②電気事業法第2条第1項第12号に規定する電気工作物
- ③熱供給事業法第2条第4項に規定する熱供給施設
- ④建築基準法第85条第6項（テント等仮設建築物）
- ⑤上記のほか、その性質上又は用途上自動車の駐車需要を生じさせる程度が著しく小さいと認められるもの

■ 5－2. 駐車施設の附置台数の算定方法（2）車椅子利用者用

- 建物用途が以下の用途については、附置義務台数の 100 分の 1 以上の台数を車いす利用者のための駐車施設として確保してください。
※「福岡市福祉のまちづくり条例」に基づき、車椅子利用者のための駐車施設の確保が必要となります。設置台数や駐車場の規格等については、福岡市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（以下、福祉マニュアル）をご確認ください。
- 車椅子利用者用駐車施設の義務台数は、【5－1. 自動車全体】の内数となります。また、車椅子利用者用駐車施設の附置義務台数は、小数点以下切り上げとなります。

【車いす利用者のための駐車施設が必要な建物用途】 規則第3条

病院、診療所、はりきゅう院その他これらに類するもの
劇場、観覧場、映画館、又は演芸場
集会場、公会堂、公民館、斎場、結婚式場その他これらに類するもの
展示場
百貨店、マーケット、その他の物品販売業を営む店舗（ガソリンスタンドを除く）
ホテル又は旅館
老人福祉センター、老人ホーム、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
体育館、水泳場、ボート場、遊技場、パチンコ屋、ゲームセンター、カラオケボックスその他これらに類するもの
博物館、美術館、図書館又は研修所
公衆浴場
飲食店、レストラン、喫茶店、スナックその他これらに類するもの
銀行、信用金庫、郵便局その他の金融機関等の店舗
理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
鉄道の駅、バスターミナル、港湾旅客施設又は空港旅客施設
電気事業、電気通信事業、ガス事業等を営む営業所及び事務所
市役所、区役所、保健所、税務署等の官公庁舎
保育所、幼稚園、高等学校、大学、専修学校、高等専門学校、各種学校、自動車教習所その他これらに類するもの
地下街

以下の用途は、延べ面積の合計が 5,000 ㎡ 以上のものに限りします。

事務所（※）
工場（※）
共同住宅又は寄宿舍（※）

ただし、一部でも※以外の用途がある場合は、延べ面積に関わらず対象となります。

（例：1階 飲食店、2－8階 事務所、建物全体の延べ面積が 5,000 ㎡未満の場合

→メインの用途である事務所は 5,000 ㎡未満ですが、一部飲食店の用途があるため、

延べ面積に関わらず、附置義務台数の 100 分の 1 以上の台数を車いす利用者用駐車施設としなければなりません。）

■ 5－3. 駐車施設の附置台数の算定方法（3）荷さばき用

- 荷さばきのための駐車施設については「商業地域」の特定用途の建築物のみに適用されます。
- 荷さばき用駐車施設の義務台数は【5－1. 自動車全体】の内数となります。

【荷さばきのための駐車施設の附置】条例第4条第1項

対象となる地区	商業地域
建物の用途	特定用途
	劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場
建物の規模 （※1）	特定用途の延べ面積が 2,000 ㎡を超えるもの
駐車施設の附置 台数の算定方法 （※2）	$\frac{(a)}{6,000 \text{ ㎡}}$ (a)：特定用途の延べ面積

※1：「延べ面積」は確認申請書第3面の【11. 延べ面積】【イ. 建築物全体】から、【ホ. 自動車車庫等】の面積を除いた面積をいいます。ただし、自動車車庫等の面積が建築物全体の面積の 1/5 を超える場合は、容積率算入となる面積についても除くことができます。

※2：小数点以下は切り上げます。

■ 6. 駐車施設の附置台数の算定方法（４）自動二輪車用

- 条例の対象となる建物の用途と規模、駐車施設の附置台数の算定方法（自動二輪車）は次の通りです。

【自動二輪車の駐車施設の附置】 条例第3条の2第1項

対象となる地区	商業地域、近隣商業地域	
建物の用途	特定用途(1)	特定用途(2)
	百貨店その他の店舗	劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場
建物の規模 (※1)	特定用途の延べ面積が 3,000 m ² を超えるもの	特定用途の延べ面積が 5,000 m ² を超えるもの
駐車施設の附置 台数の算定方法 (※2)	$\frac{(a)}{3,000 \text{ m}^2}$ (a)：特定用途(1)の延べ面積	$\frac{(b)}{5,000 \text{ m}^2}$ (b)：特定用途(2)の延べ面積

※1：「延べ面積」は建物全体の延べ床面積から自動車車庫等の部分を除いた面積をいいます。

※2：小数点以下は切り上げます。ただし、混合用途の算定は切り上げ後、合算します。

(例) 特定用途(1)の延べ面積 4,000 m²と特定用途(2)の延べ面積 6,000 m²の
混合用途の場合

$$\begin{aligned}
 \text{自動二輪車附置義務台数} &= 4,000 \div 3,000 + 6,000 \div 5,000 \\
 &= 1.33 + 1.20 \\
 &\Rightarrow 2 + 2 = 4 \text{ (台) (端数切上)}
 \end{aligned}$$

(例) 特定用途(1)の延べ面積 4,000 m²と特定用途(2)の延べ面積 4,000 m²の
混合用途の場合

$$\begin{aligned}
 \text{自動二輪車附置義務台数} &= 4,000 \div 3,000 + 0 \text{ (5,000 m}^2\text{以下対象外)} \\
 &= 1.33 + 0 \\
 &\Rightarrow 2 + 0 = 2 \text{ (台) (端数切上)}
 \end{aligned}$$

■ 7. 増築等を行う場合の算定方法

- 増築後の附置義務台数は、既存建築物に課されている附置義務台数に、増築部の附置義務台数を加算した台数となります。既存建築物に対しては、現行条例の遡求はしません。
- 増築、又は特定部分の延べ面積の増加を伴う建築物の部分の用途変更のための大規模修繕若しくは大規模の模様替えを行う場合（以下、「増築等」とします。）は、以下の算定方法により台数の算定を行わなければなりません。（条例第3条第2項）
- 自動二輪車用駐車施設、荷捌き用駐車施設、及び車いす利用者用駐車施設の算定方法についても以下と同様であるため、駐車施設ごとに附置義務台数を算定してください。
また、車いす利用者用駐車施設については、新たに附置しなければならない台数が0台となる場合、附置義務台数は1台とします。
（条例第3条の2第2項、条例第4条第2項、規則第3条第2項）

ア：増築等を行った後の建築物をすべて新築したとみなし、現在の基準で算定した台数
イ：増築等を行う前の建築物をすべて新築したとみなし、現在の基準で算定した台数
ウ：増築等を行う前の建築物を、当時の基準で算定した台数（既存施設の附置義務台数）

新たに附置しなければならない台数：「ア」－（「イ」または「ウ」のいずれか多い台数）
増築等を行った後の台数：「ウ」＋「ア」－（「イ」または「ウ」のいずれか多い台数）

■ 8. 駐車施設の大きさ（条例第7条 駐車施設の規模及び構造）

駐車施設は、枠の路面表示又はタイルの色分け等（輝度比：1.5-2.5）により、利用者に分かりやすいよう区画を表示してください。※区画線はテープではなく溶着タイプを推奨しており、それ以外の場合は供用後にも不定期で現地検査を実施。（白線引き以外の方法で表示する場合は、必ず窓口担当者へ確認すること）

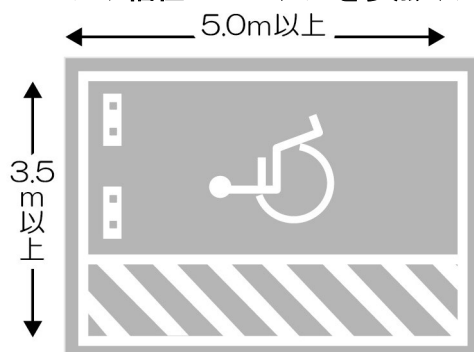
また、駐車施設内には支障物を避けた構造とし、有効な幅・奥行で以下規定の寸法を確保してください。

※支障物とは、雨樋や設備配管等、駐車施設内の駐車に支障となる物を指します。ただし、照明灯などで車室後方の四隅に配置する場合は支障ありませんが、車止め設置等により、接触防止を図ることが望ましいです。

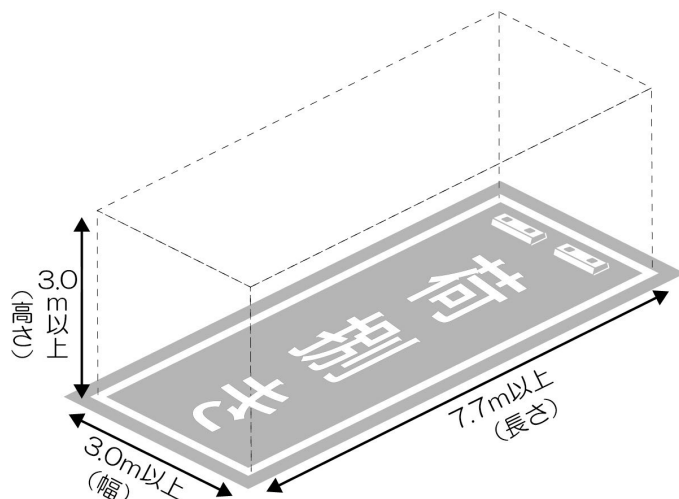
- 一般用駐車施設の大きさは2.3メートル（幅）以上×5.0メートル（長さ）以上とします。



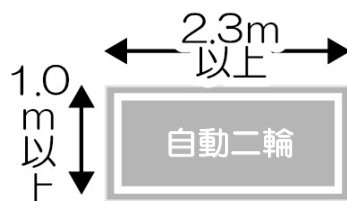
- 車椅子利用者用駐車施設の大きさは3.5メートル（幅）以上×5.0メートル（長さ）以上とします。※表示の例は18ページや福祉マニュアルを参照ください。



- 荷さばきのための駐車施設の大きさは3.0メートル（幅）以上×7.7メートル（長さ）以上×3.0メートル（高さ）以上とします。道路から車室に至る車路部分（屋外を含む）についても、3.0メートル（高さ）以上が必要です。



- 自動二輪車用駐車施設の大きさは1.0メートル（幅）以上×2.3メートル（長さ）以上とします。
※表示の例は18ページを参照ください。



■ 9. 車路 （規則第4条 駐車施設の構造その他技術的基準）

- 車路は、自動車等が円滑かつ安全に走行できる構造で、下表に掲げる要件に適合させてください。
- 駐車施設の面積が500㎡以上となる場合は、路外駐車場に該当する可能性があります。路外駐車場の車路幅員等の構造規程は以下と異なるため、ご注意ください。詳細は、以下のURLから、「路外駐車場設置（変更）の届出について（手引書）」をご確認ください。

https://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/tyuushajo/hp/tyuusya_jyohou.html

		有効幅員	建築物について		
			屈曲部の内のり半径	梁下の有効高さ	傾斜部の縦断勾配
自動車	相互通行の場合	5.0メートル以上	3.5メートル以上	荷さばきのための駐車施設がある場合は3.0メートル以上	17%を超えないこと
	一方通行の場合	3.0メートル以上			
自動二輪車		1.9メートル以上	—	—	—

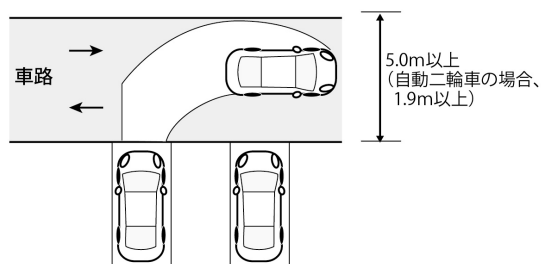
※ 車路上に雨樋等の支障物がある場合、支障物を避けた有効幅員で上記の寸法を確保する必要があります。

※ 上記、有効幅員は構造物及び車室間の距離であり、車両の視線誘導のための区画線等については、有効幅員内に含めても差し支えありませんが、区画線を引く際には、車両幅などを十分考慮の上、設置してください。

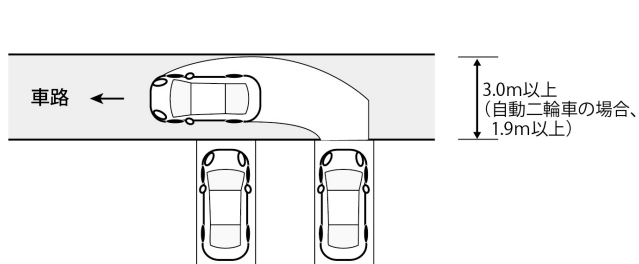
※ 内のり半径の考え方については、別紙「駐車場配置図作成例（P.60）」を参照ください。

【車路の幅員】

＜相互通行＞



＜一方通行＞

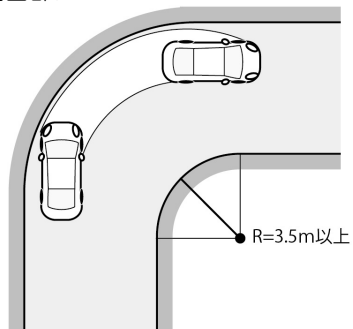


【建築物の場合】

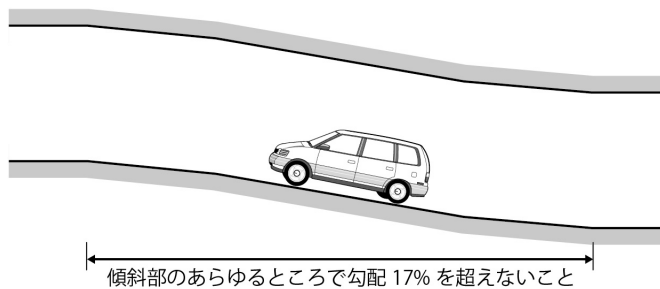
＜梁下の高さ：荷さばき用＞



＜屈曲部＞



＜傾斜部＞



■10. 駐車施設の出入口（規則第4条第1項（1））

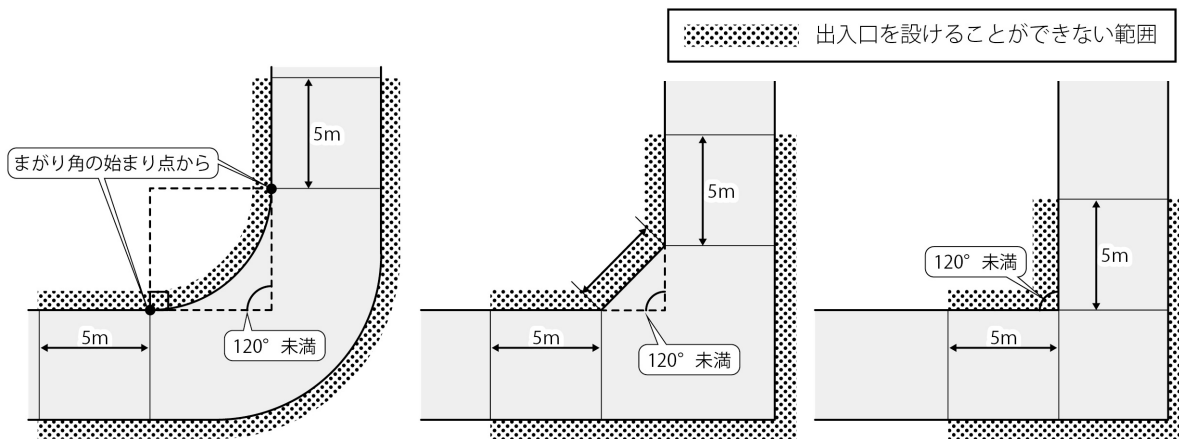
- 自動車の出口及び入口に関する規定により、駐車施設の出入口は以下の場所には設けられません。

① 道路交通法第 44 条 各号に掲げる道路の部分

(交差点、まがり角に該当するかについては、交通管理者の判断によります)

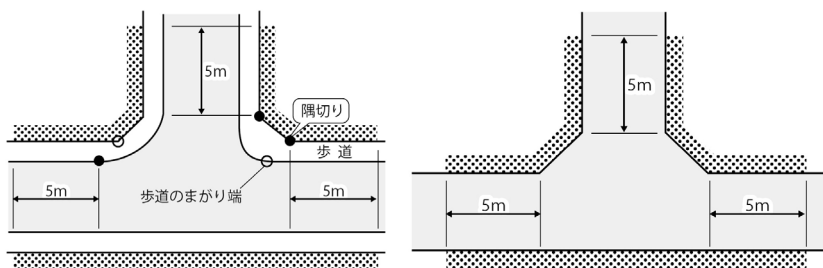
ア 交差点、横断歩道、自転車横断帯、踏切、軌道敷内、坂の頂上付近、勾配の急な坂又はトンネル

イ 道路のまがり角又は交差点の側端から5メートル以内の部分



＜歩道がある場合＞

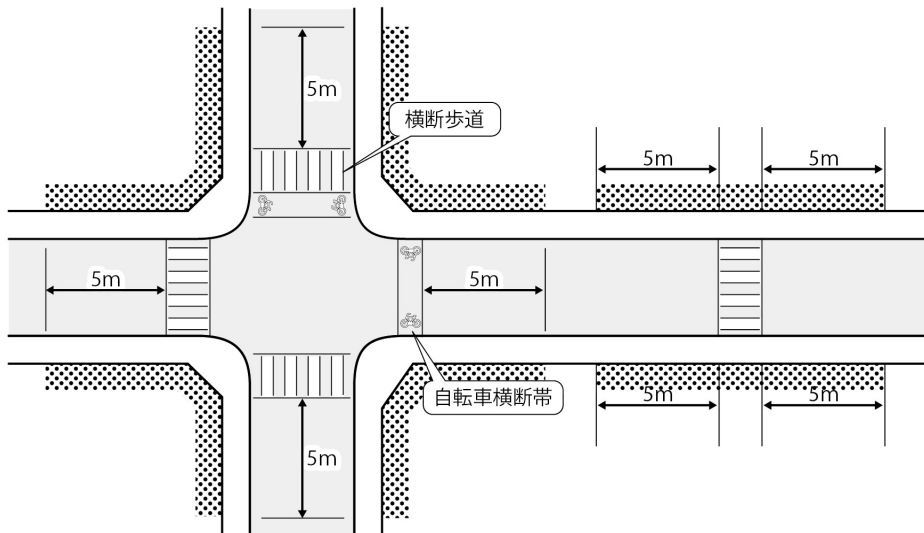
＜歩道がない場合＞



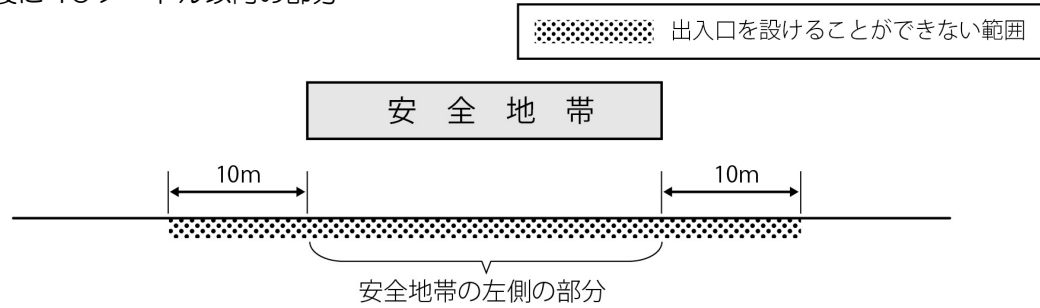
歩道のまがり端又は隅切りのいずれか外側にある方から 5m

対向の歩道のまがり端又は隅切りの方が外側に来る場合については、上図右のようにするため、ご注意ください。

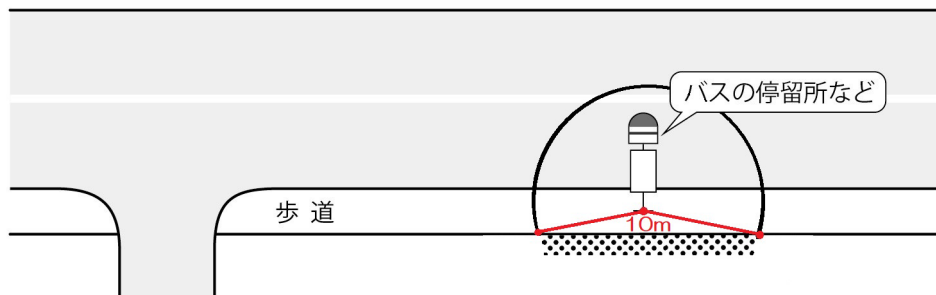
ウ 横断歩道又は自転車横断帯の前後の側端からそれぞれ前後に5メートル以内の部分



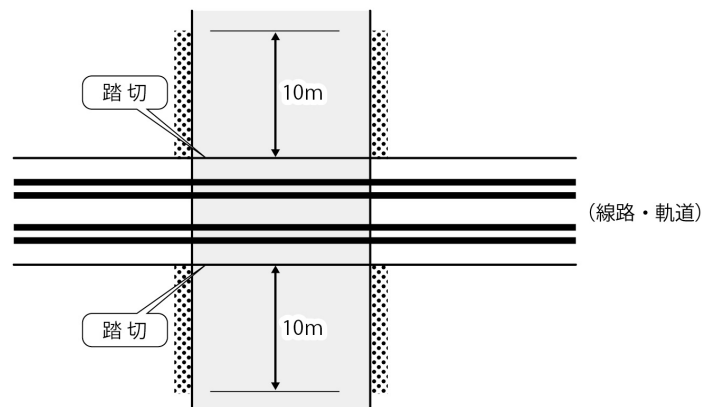
- エ 安全地帯が設けられている道路の当該安全地帯の左側の部分及び当該部分の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分



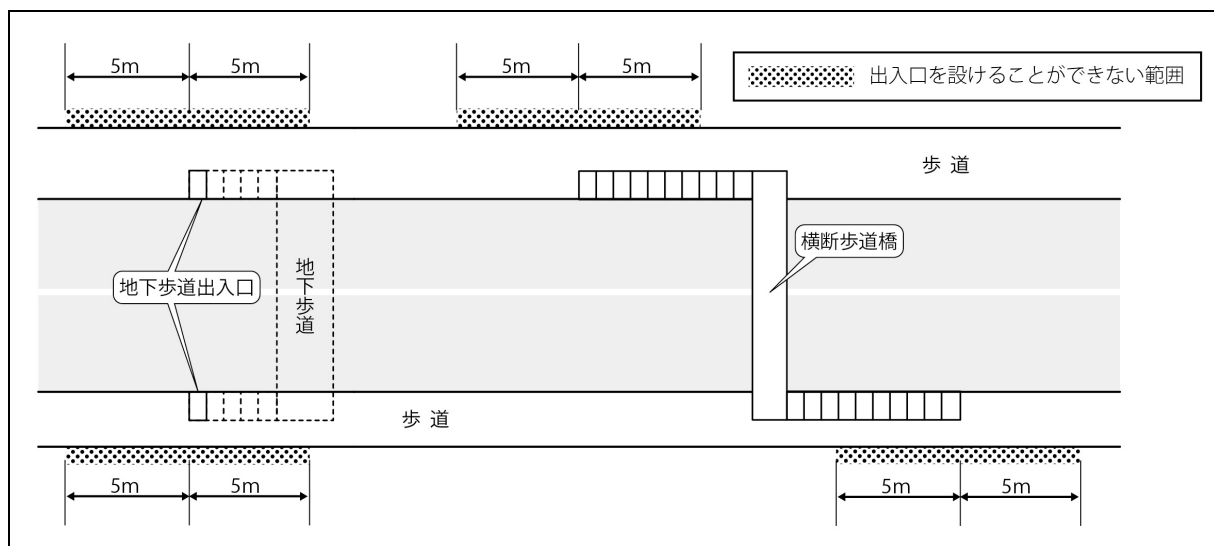
- オ 乗合自動車の停留所又はトロリーバス若しくは路面電車の停留場を表示する標示柱又は標示板が設けられている位置から 10 メートル以内の部分



- カ 踏切の前後の側端からそれぞれ前後に 10 メートル以内の部分

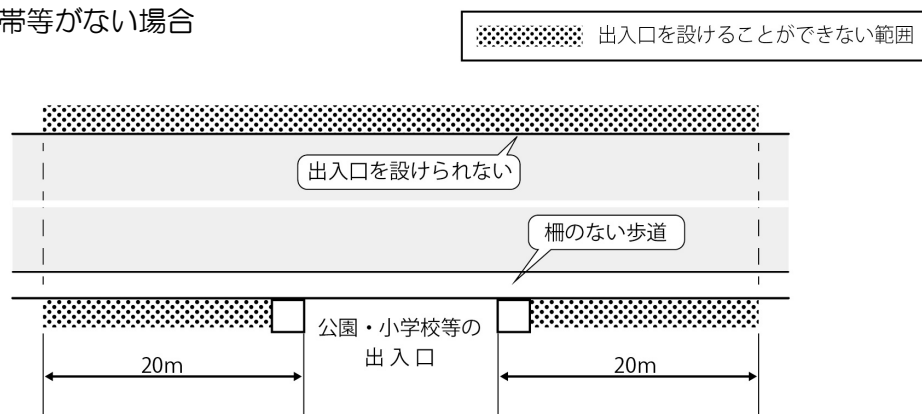


- ② 横断歩道橋（地下横断歩道、地下鉄出入口を含む）の昇降口から 5 メートル以内の道路の部分

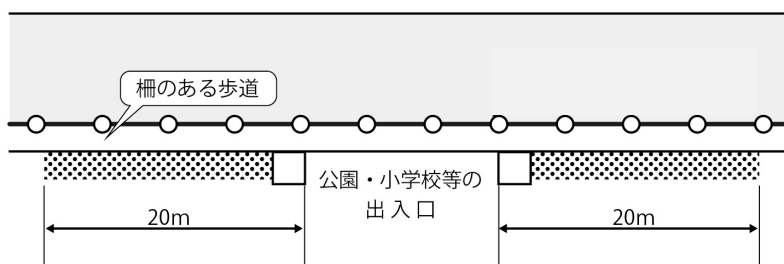


- ③ 幼稚園、小学校、特別支援学校、保育所、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童公園（街区公園など遊具が設置された公園含む）、児童遊園又は児童館の出入口から 20 メートル以内の部分（当該出入口に接する柵の設けられた歩道を有する道路及び当該出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線又は柵その他これに類する工作物により車線が往復の方向別に分離されている道路以外の道路にあっては、当該出入口の反対側及びその左右 20 メートル以内の部分を含む。）

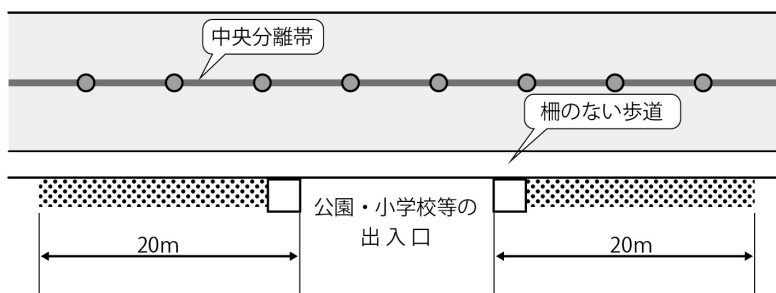
ア 柵・中央分離帯等がない場合



- 上記施設の出入口に接する柵の設けられた歩道を有する場合、又は、上記施設の出入口に接する歩道を有し、かつ、縁石線またはこれに類する工作物により車線が方向別に分離されている場合
イ 柵の設けられた歩道を有する場合



- ウ 縁石線又は柵その他これに類する工作物（中央分離帯等）により車線が往復の方向別に分離されている場合



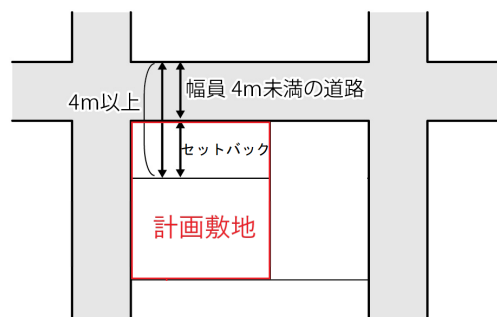
④ 橋

⑤ 縦断勾配が 10 パーセントを超える道路

⑥ 幅員が4メートル未満の道路

前面道路の幅員が4メートル未満の場合において、敷地のうち前面道路に接する部分を通路として使用することにより、道路幅員と当該通路幅員とを併せた幅員が4メートル以上となるときは、当該前面道路及び通路を併せて幅員4メートル以上の道路とみなし出入口設置することが可能です。

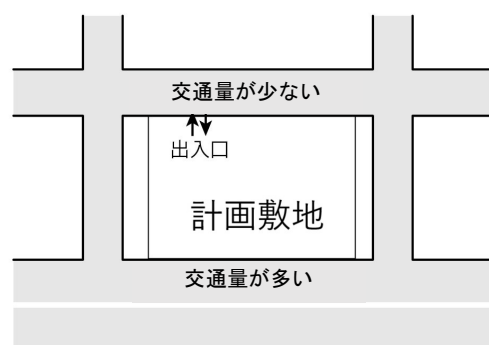
※福岡市建築基準法施行条例第27条、第33条においても前面道路の幅員についての規定がありますので、あわせてご確認ください。



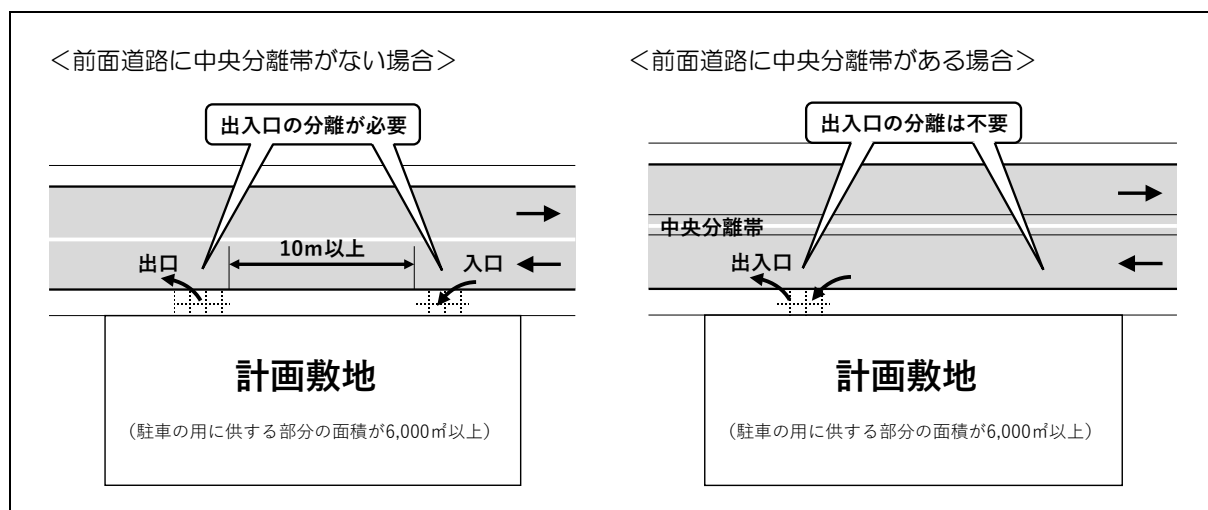
● 出入口に関しては、「出入口を設けてはならない箇所」のほか次の事項を守る必要があります。

- ① 前面道路が2以上ある場合においては、前面道路のうち自動車交通に支障を及ぼすおそれの少ない道路に設けてください。

(駐車場法施行令第7条第1項第2号)



- ② 駐車のために供する部分の面積が6,000㎡以上の駐車施設では、自動車の出口と入口とを分離した構造とし、かつそれらの間隔を道路に沿って10メートル以上としてください。

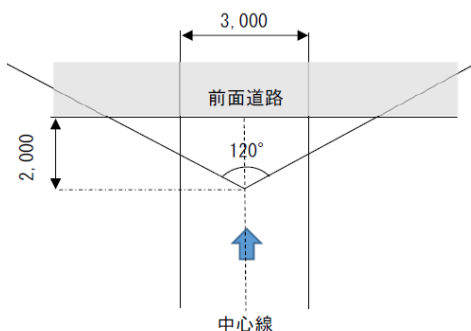


- 敷地の前面道路に交通規制（一方通行等）がかかっている場合は、出庫車両にこの旨を知らせるための表示をしてください。また、交通管理者の指示を受けた場合は、これに従ってください。

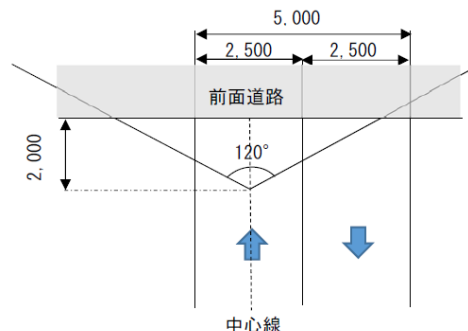
- 出口の視距については、下記のとおりとする必要があります。

当該出口（セットバック等する場合は、セットバック後の位置を起点）から2m後退した自動車の車路の中心線上1.4mの高さにおいて、道路の中心線に直角に向かって左右にそれぞれ60°以上の範囲内において、当該道路を通行するものの存在を確認できるようにすること。

〔一方通行の場合〕



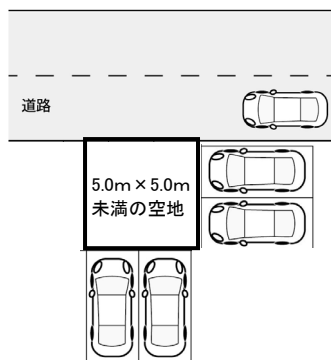
〔相互通行の場合〕



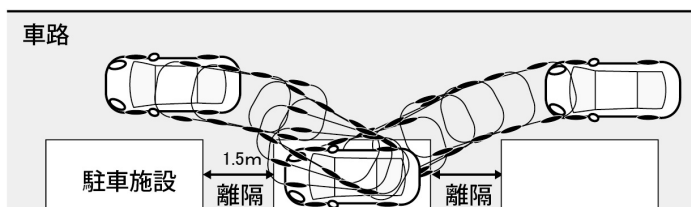
■ 11. 駐車施設の配置

- 車路は、自動車が円滑かつ安全に走行できる構造とし、敷地内に車路が十分確保できておらず、前面道路で切り返しが必要な、いわゆる突っ込み駐車（下図左）の配置は避けてください。ここで、道路と駐車施設の間に5.0m×5.0m以上の空地がない場合は、突っ込み駐車とみなします。（下図左）敷地が狭小な場合や、間口が狭く車路を設けることが困難な場合に、やむを得ず突っ込み駐車の場合には、道路管理者・交通管理者に安全対策について意見を聴き、駐車場施設課へ結果を報告してください。また、その場合は、道路管理者・交通管理者との協議録を提出してください。
- 駐車施設を縦列配置とする場合（下図右）は、離隔を1.5m以上確保するものとします。また、駐車可能であるかについて自動車の軌跡図により確認します。
- 未整備の都市計画道路区域内に附置義務駐車施設を設ける場合は、窓口へご相談ください。
- 駐車施設は、枠の路面表示又はタイルの色分け等（輝度比：1.5-2.5）により、利用者に分かりやすいよう区画を表示してください。

＜突っ込み駐車施設の例＞



＜縦列配置の例＞



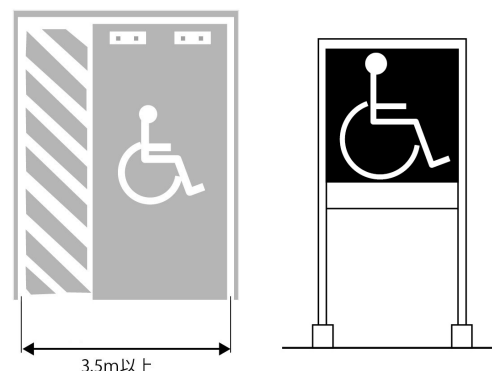
■12. 車いす利用者用駐車施設の設置位置等

- 車いす利用者用駐車施設は、建築物の出口及び入口付近など効果的に活用されるような位置に設けるとともに、当該部分の路面等に利用対象者を表示してください。
- 駐車施設は、枠の路面表示又はタイルの色分け等（輝度比：1.5-2.5）により、利用者に分かりやすいよう区画を表示してください。
- 立て看板・サインを設置する場合は、利用者から見て分かりやすい位置に設置し、大きさは15cm角以上としてください。

【車いす利用者用駐車区画の表示の例】

＜路面表示の例＞

＜立て看板の例＞



■13. 荷さばき用駐車施設の設置位置等

- 荷さばき用駐車施設は、効果的に活用されるような位置に設けるとともに、当該部分の路面等に荷さばき用駐車施設であることを表示するものとします。また、荷さばき用駐車施設を建築物内に設ける場合は、建築物又は建築物の敷地への入口付近に有効高さを表示してください。
- 駐車施設は、枠の路面表示又はタイルの色分け等（輝度比：1.5-2.5）により、利用者に分かりやすいよう区画を表示してください。

図のように利用方法の表示は路面を原則としますが、立て看板の設置やサインの壁面設置などでも可能です。
立て看板・サインを設置する場合は、利用者から見て分かりやすい位置に設置し、大きさは15cm角以上をとってください。

＜路面表示の例＞

＜立て看板の例＞



■14. 自動二輪車用駐車施設の設置位置等

- 自動二輪車用駐車施設は、効果的に活用されるような位置に設けるとともに、当該部分の路面等に自動二輪車用駐車施設であることを表示するものとします。
- 駐車施設は、枠の路面表示又はタイルの色分け等（輝度比：1.5-2.5）により、利用者に分かりやすいよう区画を表示してください。
- 立て看板・サインを設置する場合は、利用者から見て分かりやすい位置に設置し、大きさは15cm角以上としてください。

＜路面表示の例＞

＜立て看板の例＞



■15. 機械式特殊駐車装置

- 機械式特殊駐車装置（自動車用エレベーターを含む）については、下記の要件が備えられている必要があります。

①国土交通大臣が認めた特殊装置であること。

②特殊装置と前面道路との間に奥行が当該特殊装置に収容可能な自動車の最大の長さ以上である車路に相当する空地（待機スペース）を設けていること。

※空地（待機スペース）が規定以上確保できているか確認ができるよう図面上に5m×収容可能最大寸法の枠を記入してください。多段式の機械式駐車装置等で、パレットが横に連続している場合については、各パレットに対しての待機スペースをひとまとめにした枠を記入してください。

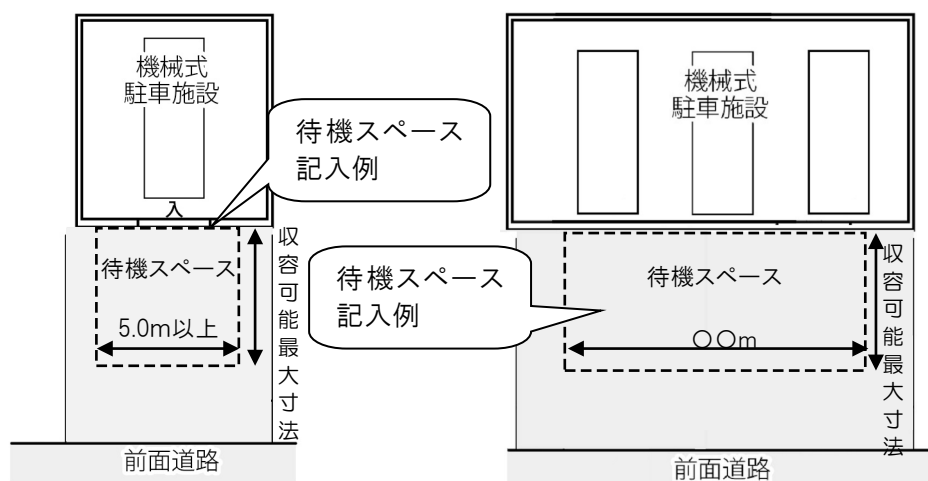
- 車いす利用者用駐車マスは平置きを原則としますが、公益社団法人立体駐車場工業会の認定による車いす利用者が利用できる特殊装置は設置可能です。

その場合、機械式特殊装置の外側に車いす使用者用駐車施設のサイン（分かりやすい位置、大きさは15cm角程度以上を目安）を設置してください。

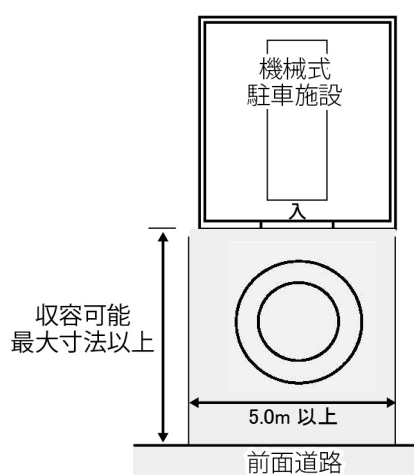
- 機械式特殊駐車装置の製品名・型式・認定番号を記載しているシールやプレートを分かりやすい位置に貼ってください。

【前面空地の大きさ】

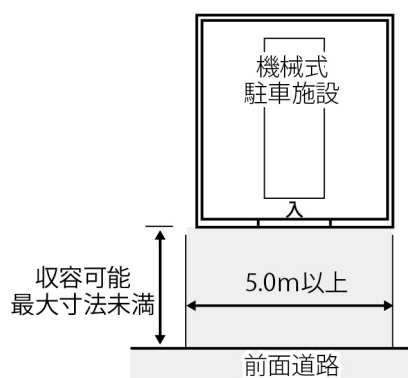
<適切な例>



<ターンテーブルを設ける場合>



<不適切な例>



■ 16. 駐車施設の附置場所等の特例（１） 隔地駐車施設 （条例第8条）

- 附置義務駐車施設は、原則として建築物内や敷地内に設置しなければなりません。しかし、市長が建築物の構造又は敷地の位置により建築物内や敷地内に設けることが著しく困難又は不適當と認めて承認すれば概ね 300 メートル以内の場所に当該駐車施設（隔地駐車施設といいます。）を特例として設けることができます。

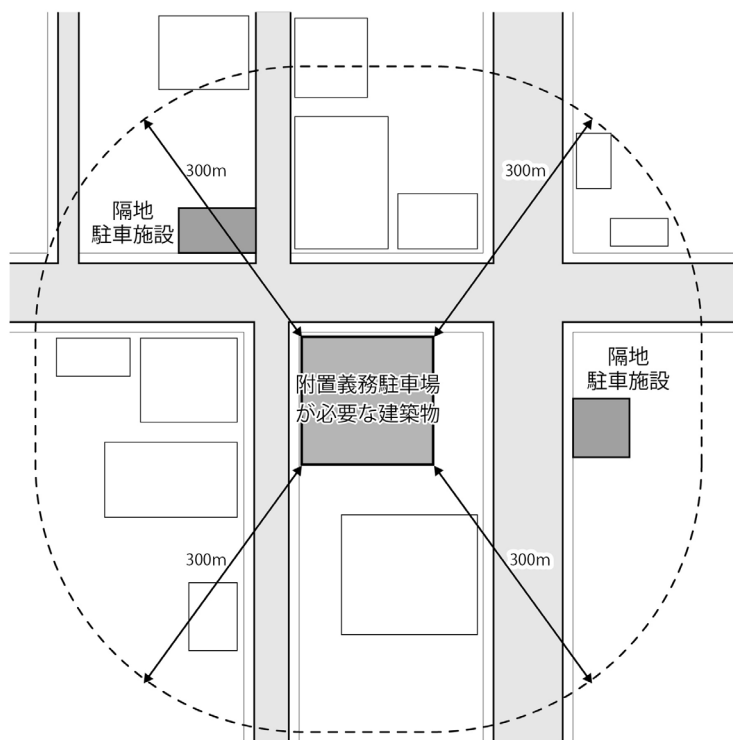
※「荷さばきのための駐車施設」「車いす利用者の駐車施設」は原則敷地内とします。

- 隔地駐車施設は、必ず事前協議を行うこと（様式-F）。
- 隔地駐車施設の設置後の管理状況を毎年 4 月末までに報告すること（様式-M）。

※隔地駐車施設は、当該隔地駐車施設が、

- ・ 条例の対象建築物やその敷地内に設けられ、当該建築物自体の附置義務駐車施設となっている場合
 - ・ 建築紛争の予防と調整に関する条例の対象建築物やその敷地内に設けられ、当該建築物自体の自動車保管場所となっている場合
 - ・ 既に他の対象建築物の隔地駐車施設となっている場合
- については、当該隔地駐車施設の総収容台数から、これらの附置義務台数等を差し引いた残余の範囲内において認められます。

（隔地駐車施設）



● 市長が建築物の構造又は敷地の位置により建築物や敷地内に設けることが著しく困難又は不適当と認める場合の該当要件等は次の通りです。(要綱第2条第1項第1号)

(1) 市長が認める場合の該当要件

- a. 当該敷地が自動車の出入口を設けてはならない部分のみに面している場合
- b. 当該敷地が歩行者専用道路など自動車の通行を制限する交通規制がある道路のみに面している場合
- c. 既存建築物の増改築等において、附置義務台数増加分を設置するスペースが無い場合
- d. 自己所有の土地・建物に駐車施設を設置する場合
- e. 当該敷地の間口が狭く、基準を満たす車路を設けられない場合
- f. 当該敷地の面積が 500 平方メートル以下である場合
- g. 当該建築物の設計上、過度の負担を強いることになる場合
- h. 当該敷地内に駐車施設を確保することで、周辺交通への負荷が大きくなる場合
- i. 当該敷地前面に、電線共同溝の地上機器など、移設困難な工作物等があり、駐車施設の出入を設けることができない場合
- j. その他市長が特にやむを得ないと認める場合

(2) 隔地駐車施設の基準

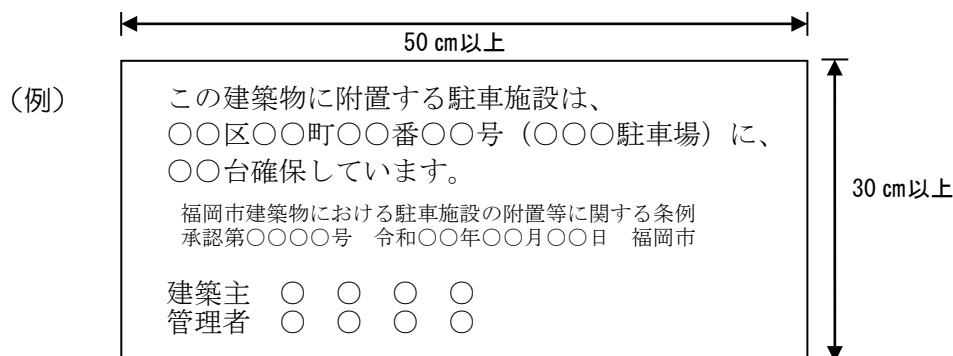
隔地駐車施設は、敷地内に附置義務駐車施設として設ける際と同様の構造基準に適合したものであり、建築主と隔地駐車施設の管理者による月極契約がなされており（自己所有地の場合を除く）、且つ、以下 a、b のいずれかを満たしている必要があります。

※これによりがたい場合は、窓口へ相談してください。

- a. 原則として地下式・立体式の駐車施設、機械式特殊駐車装置など建築物である駐車施設とします。
- b. 自己所有地に駐車施設を確保する場合、平置き駐車施設を認めるものとします。

(3) プレートの設置

- a. 隔地駐車施設が承認された場合は、当該建築物の見やすい箇所に隔地駐車施設の住所や確保台数等を記載したプレートを設置してください。

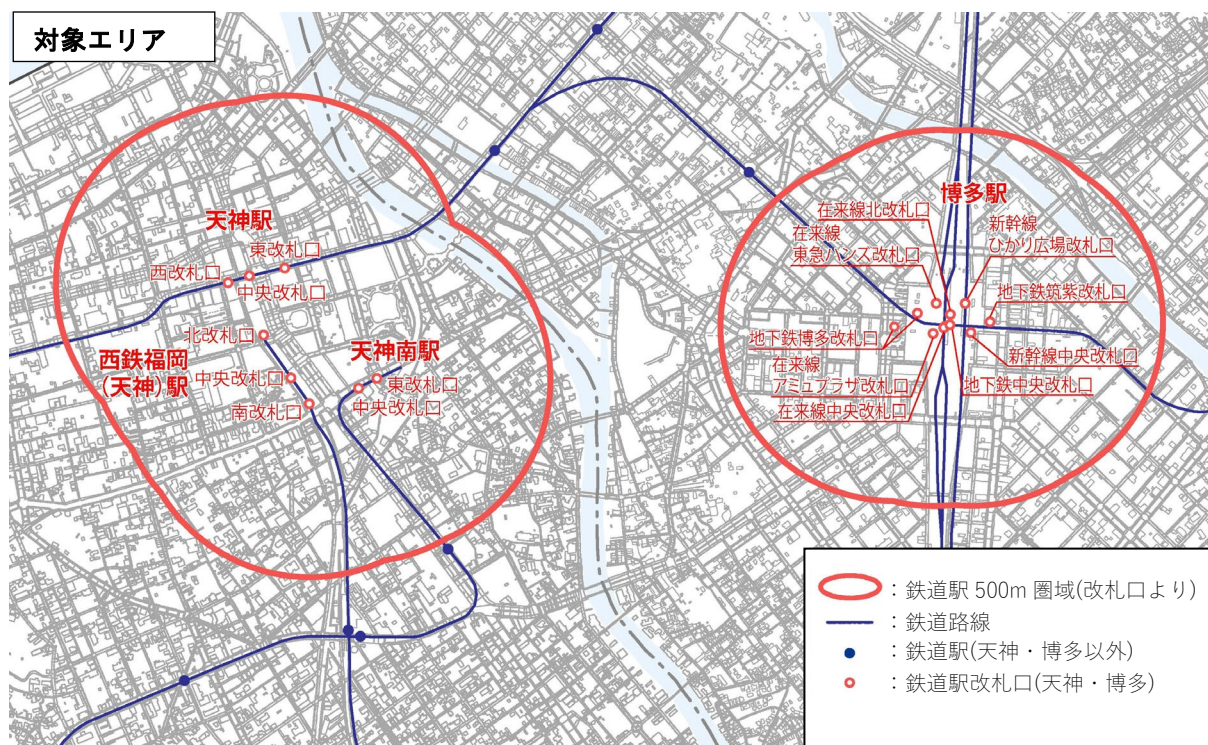


- b. プレートは当該建築物に堅固に固定するものとし、その規格は次の通りです。

- ①ステンレス板等の耐候性及び耐久性のあるもので、かつ容易に破損しない材質であるもの
- ②文字はエッチング、焼付塗装等の耐久性のあるもの
- ③大きさは、タテ 30 cm 以上、ヨコ 50 cm 以上を標準とします

■17. 駐車施設の附置場所等の特例（2） 公共交通利用促進措置による附置義務台数の低減（条例第8条の3）

- 都心部（天神・博多）において、鉄道駅の改札口から 500 メートルの範囲にある建築物は、公共交通利用促進措置が実施される場合、附置義務台数を低減します。低減できる台数は、附置義務台数の 40% を上限とします。なお、車いす利用者用駐車台数は低減の対象となりません。



- 義務台数の低減は、必ず事前協議を行うこと（様式-I）。公共交通利用促進措置を変更する場合も事前協議を行うこと（様式-P）。
- 公共交通利用促進措置の実施状況を毎年 4 月末までに報告すること（様式-N）。
- 公共交通利用促進措置等ごとの附置義務台数の低減率は次の通りです。公共交通利用促進措置等を複数実施する場合は、上限値が 40% となります。

【公共交通利用促進措置等ごとの附置義務台数の低減率】

公共交通利用促進措置等	低減率
a. 従業員のマイカー通勤の規制	5%
b. 公共交通の時刻表の表示・冊子配布（啓発を含む）	5%
c. 公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与	10%
d. 公共交通利用者への運賃の補助	10%
e. 公共交通利用者への商品配送サービス	10%
f. 鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施	10%
g. 鉄道駅への地下通路等の接続	20%

※その他の公共交通利用促進措置等で、減少台数の根拠が明確に示される場合は、低減率を別途定めます。

※小数点以下は切り捨てます。

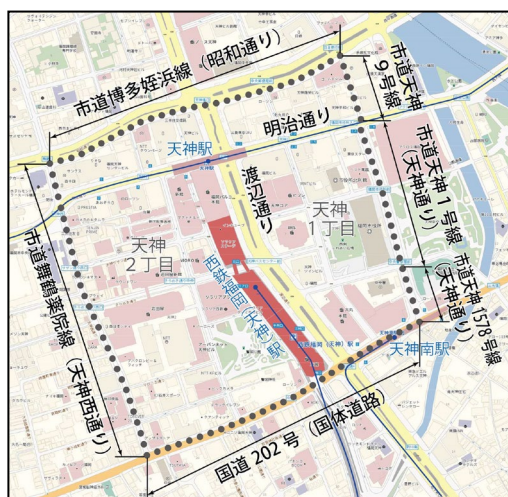
【公共交通利用促進実施計画に記載する内容について（例示）】

公共交通利用促進 措置の種類 公共交通 利用促進実施 計画に記載する内容		a. 従業員のマイカー 通勤の規制 〔低減率 5%〕	b. 公共交通の時刻表の 表示・冊子配布 （啓発を含む） 〔低減率 5%〕	c. 公共交通利用者への 商品の割引サービスや特 典の付与 〔低減率 10%〕	d. 公共交通利用者への 運賃の補助 （aとは重複しな い） 〔低減率 10%〕	e. 公共交通利用者への 商品配送サービス の 〔低減率 10%〕	f. 駅周辺からの送迎 バスの実施 〔低減率 10%〕	g. 鉄道駅への地下通路 等の接続 〔低減率 20%〕
計画概要	1.計画概要	・マイカー通勤が必要でない従業員に対し、マイカー通勤を規制する旨の通知を行い、違反者に対しては厳重に指導を行う。	・来場者等に対して、動線上の見やすい位置にデジタルサイネージを設置 ・天神地区公共交通マップを全従業員に配布。記名式として保管を義務付け。 ・来場者に対しては、次の方法により配布 ①案内窓口における印刷物の配置 ②建物内に啓発ポスターを掲示 ③HP で掲示 ④出入口で手渡し配布	・公共交通利用での来場者に限定して、通常の〇倍のショッピングポイントを付与（あるいは割引券を配布）	・公共交通利用での来場者に限定して、〇〇〇円分を商品券で還元	・公共交通利用での来場者に限定して、商品配送を無料で実施	・従業員用として、出社時間～退社時間に対応した時間帯に最寄駅から無料送迎バスを運行 ・来場者用として、営業時間に対応した時間帯に同様のバスを運行	・当該建築物から鉄道駅に地下通路または上空通路等で接続することにより、鉄道利用の利便性向上を図る ・分かりやすいサインにより鉄道駅への案内を行う
	2.実施日、期間	・通年	・通年 ※時刻表等の交通情報をデジタルサイネージにて表示する場合は、他の店舗情報等との切替表示は原則不可	・通年、ただしバーゲン期間中はポイント割引の重複なし	・通年	・通年	・通年、ただし来場者用は休日のみ実施	・通年、ただし通路の開放時間は鉄道のダイヤにあわせて設定
	3.対象者	・従業員	・従業員 ・来場者	・来場者 （窓口等においてレシートとICカードによる履歴等を確認）	・来場者 （窓口等においてICカードによる履歴等を確認）	・来場者 （窓口等においてレシートとICカードによる履歴等を確認）	・従業員 ・来場者	・従業員 ・来場者
実施状況報告	4.実施内容	・マイカー通勤が必要でない従業員〇名に対し、マイカー通勤を規制する旨の通知 ・違反者に対する指導〇回	・デジタルサイネージの設置位置と設置状況写真を提示（P.57 実施事例参照） ・全従業員〇〇名に公共交通マップを配布 ・来場者用に窓口でマップを配布（月〇枚） ・ポスターを〇枚掲示 ・HP にマップを掲示 ・手渡し配布〇回	・公共交通利用での来場者延べ〇〇人に、通常の〇倍のショッピングポイントを付与	・公共交通利用での来場者延べ〇〇人に、〇〇円分を商品券で還元	・公共交通利用での来場者延べ〇〇人に、商品配送を無料で実施（市内限定）	・従業員用無料送迎バスを平日〇便運行、〇人利用（〇駅発着） ・来場者用無料送迎バスを休日〇便運行、〇人利用（〇駅発着）	・〇〇駅と当該建物を地下通路で接続（利用者約〇〇人）
	5.効果把握に必要なデータ（計測方法） ※計測の頻度：〇回/年	①マイカー通勤規制対象従業員数 ②従業員駐車場利用状況 ③駐車場利用台数 ④駐車場周辺の渋滞状況（渋滞長調査等）	①来場者の交通手段利用状況（アンケート等） ②従業員の交通手段利用状況 ③駐車場利用台数 ④駐車場周辺の渋滞状況（渋滞長調査等）	①来場者の交通手段利用状況（アンケート等） ②駐車場利用台数 ③駐車場周辺の渋滞状況（渋滞長調査等）	①来場者の交通手段利用状況（アンケート等） ②駐車場利用台数 ③駐車場周辺の渋滞状況（渋滞長調査等）	①来場者の交通手段利用状況（アンケート等） ②駐車場利用台数 ③駐車場周辺の渋滞状況（渋滞長調査等）	①マイカー通勤規制対象従業員数 ②従業員駐車場利用状況 ③駐車場利用台数 ④駐車場周辺の渋滞状況（渋滞長調査等）	①マイカー通勤規制対象従業員数 ②従業員駐車場利用状況 ③駐車場利用台数 ④駐車場周辺の渋滞状況（渋滞長調査等）

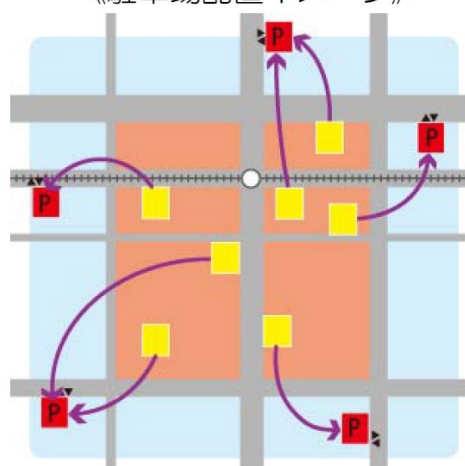
■ 18. 駐車施設の附置場所等の特例（3） 地域特性に応じた附置場所の特例（条例第8条の2）

- 天神中心部における交通混雑緩和を図る取り組みとして、下図で示すエリア内の建築物においては、エリア外での駐車施設の確保（隔地）を積極的に認めます。
- エリア内への隔地は原則認めないこととし、隔地先を敷地から概ね 500 メートル以内の場所とします。
※「荷さばきのための駐車施設」「車いす利用者の駐車施設」は原則敷地内とします。
- ただし、エリア内の建築物については、駐車施設出入口の共同化や駐車施設の集約化など、交通処理上有効と認められる場合、エリア内の隔地も可能とします。

【対象エリア】※天神中心部の幹線道路で囲まれたエリア



《駐車場配置イメージ》



- 隔地駐車施設は、必ず事前協議を行うこと（様式-E）。
- 隔地駐車施設の管理状況を毎年4月末までに報告すること（様式-M）。
- 該当要件等は次の通りです。

(1) 隔地駐車施設の基準

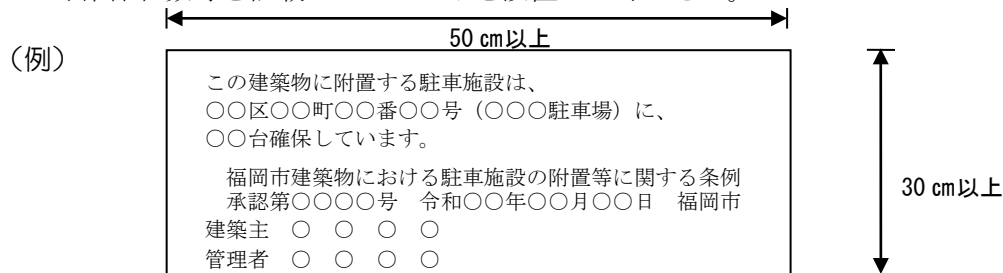
隔地駐車施設は、届出駐車場もしくは敷地内に附置義務駐車施設として設ける際と同様の構造基準に適合したものであり、且つ、以下 a、b のいずれかを満たしている必要があります。

- 原則として地下式・立体式の駐車施設、機械式特殊駐車装置など建築物である駐車施設とします。
- 自己所有地に駐車施設を確保する場合、平置き駐車施設を認めるものとします。

※ただし、これによりがたい場合で、駐車施設として長期間の賃貸借契約等を締結する場合において、平置き駐車施設を認めるものとします。

(2) プレートの設置

- 附置場所の特例が承認された場合は、当該建築物のみやすい箇所に隔地駐車施設の住所や確保台数等を記載したプレートを設置してください。



- プレートは当該建築物に堅固に固定するものとし、その規格は次の通りです。
 - ① ステンレス板等の耐候性及び耐久性のあるもので、かつ容易に破損しない材質であるもの
 - ② 文字はエッチング、焼付塗装等の耐久性のあるもの
 - ③ 大きさは、タテ 30 cm 以上、ヨコ 50 cm 以上を標準とします

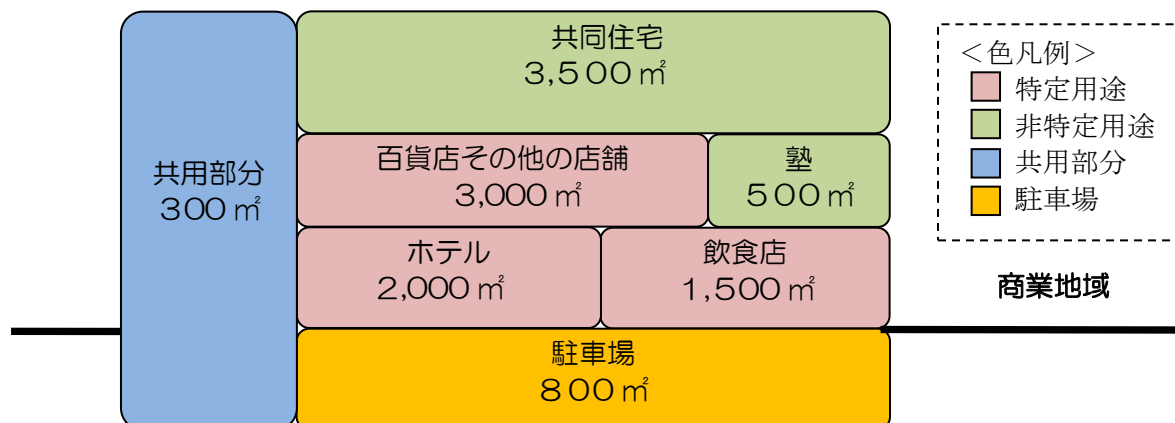
■ 19. 駐車施設の管理（条例第10条）

- 駐車施設の所有者または管理者は、駐車施設は自動車や自働二輪車を安全に駐車させ、かつ、円滑に出入りさせることができるよう、適切な管理を行うこと。

■ 20. 自動車駐車施設の附置義務台数算定例

- 大規模混合用途、増築の算定例を示します。

（例1）商業地域内の混合用途ビルの場合（全体の延べ床面積：11,600㎡）



1. 建物の規模が附置義務の対象となるかの判定（自動車）

全体の延べ面積：11,600㎡

附置義務台数計算上の延べ面積
 $= 11,600 - 800$
 $= 10,800$ (㎡)
 （駐車場面積を除く）

<内 訳>

・ 特定用途 = 百貨店その他の店舗
 + 飲食店 + ホテル
 $= 6,500$ ㎡
 ・ 非特定用途 = 共同住宅 + 塾
 $= 4,000$ ㎡
 ・ 共用部分 = 300 ㎡
 ・ 駐車場 = 800 ㎡
 合 計 = 11,600 ㎡

延べ面積 $9,771.43$ ㎡ $> 1,500$ ㎡
 自動車駐車施設の附置が必要

延べ面積 = 特定用途（※）の面積
 +（非特定用途（※）の面積） $\times 0.75$
 $= (6,500 + 185.71)$
 $+ (4,000 + 114.29) \times 0.75$
 $= 9,771.43$ (㎡)
 （端数は小数第2位まで）

<内 訳>

・ 共用部分※を特定用途と非特定用途に面積按分
 ・ 特定用途共用分面積
 $= 300 \times \{ (6,500 / (6,500 + 4,000)) \}$
 $= 185.71$ (㎡)
 ・ 非特定用途共用分面積
 $= 300 \times \{ (4,000 / (6,500 + 4,000)) \}$
 $= 114.29$ (㎡)
 ・ 特定用途 $= 6,500 + 185.71 = 6,685.71$ (㎡)
 ・ 非特定用途 $= 4,000 + 114.29 = 4,114.29$ (㎡)
 ※一部の用途のみが利用する共用部は、その用途のみで按分

自動二輪車の義務台数算出のため、特定用途の床面積を店舗とその他に分ける。

・ 特定用途（百貨店） $= 3,000 + 85.71 = 3,085.71$ (㎡)
 ・ 特定用途（その他） $= 3,500 + 100.00 = 3,600.00$ (㎡)
 特定用途の共用部分を店舗とその他に面積按分
 ・ 特定用途（小売店舗）共用分面積
 $= 185.71 \times \{ (3,000 / (3,000 + 3,500)) \}$
 $= 85.71$ (㎡)
 ・ 特定用途（その他）共用分面積
 $= 185.71 \times \{ (3,500 / (3,000 + 3,500)) \}$
 $= 100.00$ (㎡)

2. 建物の規模が附置義務の対象となるかの判定（荷捌き用、自動二輪車）

特定用途の延べ面積：6,685.71 m² > 2,000 m²

荷捌き用の附置が必要

特定用途(百貨店その他の店舗)の延べ面積：3,085.71 m² > 3,000 m²

特定用途(その他)の延べ面積：3,600.00 m² < 5,000 m²

自動二輪車の附置が必要（百貨店その他の店舗）

3. 附置義務台数の算定

① 附置義務台数（自動車）

- ・混合用途の原単位 A (m²/台) の算定

$$\begin{aligned} A &= 300 + (\text{非特定用途の延べ面積} / \text{延べ面積}) \times 150 \\ &= 300 + (4,114.29 / 10,800) \times 150 \\ &= 357.14 \text{ (m}^2\text{/台) (小数第2位まで)} \end{aligned}$$

- ・附置義務台数の算出

$$\begin{aligned} \text{附置義務台数} &= (\text{延べ面積} - 1,500) / A \\ &= (10,800 - 1,500) / 357.14 \\ &= 26.04 \text{ (台)} \Rightarrow 27 \text{ (台) (端数切上)} \end{aligned}$$

② 荷さばき用駐車台数

$$\begin{aligned} \text{附置義務台数} &= (\text{特定用途の延べ面積}) / 6,000 \\ &= 6,685.71 / 6,000 \\ &= 1.11 \text{ (台)} \Rightarrow 2 \text{ (台) (端数切上)} \\ &\text{(附置義務台数 27 台の内数)} \end{aligned}$$

③ 車いす用駐車台数

$$\begin{aligned} \text{附置義務台数} &= \text{附置義務台数の1\%以上} \\ &= 27 \text{ (台)} \times 1\% \\ &= 0.27 \text{ (台)} \Rightarrow 1 \text{ (台) (端数切上)} \\ &\text{(附置義務台数 27 台の内数)} \end{aligned}$$

④ 自動二輪車用駐車台数

$$\begin{aligned} \text{附置義務台数} &= (\text{特定用途〔百貨店その他の店舗〕の延べ面積}) / 3,000 \\ &= 3,085.71 / 3,000 \\ &= 1.03 \text{ (台)} \Rightarrow 2 \text{ (台) (端数切上)} \end{aligned}$$

4. 算定結果のまとめ

- ・算定例の混合ビルは以下の駐車施設が必要となります。

種 類	附置義務台数	摘 要
自動車全体	27 台	
内車いす	1 台	附置義務台数 27 台の内数
内荷さばき	2 台	//
自動二輪車用	2 台	

（例２）商業地域内における小売店舗の増築の場合（増築面積：1,700㎡）

増築後の附置義務台数は、既存建築物に課されている附置義務台数に、増築部の附置義務台数を加算した台数となります。既存建築物に対しては、現行条例の遡求はしません。

＜増築部の附置義務台数の算定方法＞

増築部の店舗面積
（百貨店その他の店舗）
1,700㎡

既存建築物の
店舗面積
（百貨店その他の店舗）
3,200㎡

〔 計 4,900㎡ 〕

ア.増築後の施設をすべて新築したとみなす(3,200㎡+1,700㎡)

●附置台数の計算

自動車：(4,900㎡－1,500㎡) ÷ 300㎡＝11.33⇒12台…①

車いす：12台×1%＝0.11⇒1台…②（12台の内数）

荷さばき：4,900㎡÷6,000㎡＝0.82⇒1台…③（12台の内数）

自動二輪：4,900㎡÷3,000㎡＝1.63⇒2台…④

イ.増築前の施設を新築したとみなす（3,200㎡）

●附置台数の計算

自動車：(3,200㎡－1,500㎡) ÷ 300㎡＝5.67⇒6台…⑤

車いす：6台×1%＝0.06⇒1台…⑥（6台の内数）

荷さばき：3,200㎡÷6,000㎡＝0.53⇒1台…⑦（6台の内数）

自動二輪：3,200㎡÷3,000㎡＝1.07⇒2台…⑧

ウ.増築前の施設に対して既に条例が適用されていた場合（3,200㎡）

●既存建築物の附置義務台数（既存建築物を建築した当時の基準で算出）

自動車：(3,200㎡－2,000㎡) ÷ 300㎡＝4⇒4台…⑨

車いす：0台…⑩（建築当時に対象外であった場合）

荷さばき：0台…⑪（建築当時に対象外であった場合）

自動二輪：0台…⑫（建築当時に対象外であった場合）

増築部の附置義務台数

●附置台数の計算（増分）

⇒「ア」－（「イ」または「ウ」のいずれか多い台数）

自動車：①－（⑤または⑨）＝12－6⇒＋6台

車いす：②－（⑥または⑩）＝1－1⇒±0台

荷さばき：③－（⑦または⑪）＝1－1⇒±0台

自動二輪：④－（⑧または⑫）＝2－2⇒±0台

・算定結果のまとめ

種 類	附置義務台数			摘 要
	【増築前】	【増築部】	【増築後】	
自動車全体	4台	6台	10台	附置義務台数の内数
内車いす	0台	0台	1台※1	
内荷さばき	0台	0台	0台	〃
自動二輪車用	0台	0台	0台	

※1 車いす用駐車台数については、施行規則第3条2項の規定に基づき、②－（⑥または⑩）の計算結果が0台であって、増築前の建築物に車いす用駐車施設がない場合、増築後の建築物に車いす用駐車施設を1台分確保する必要があります。

■21. 手続きに必要な書類

● 審査等の手続きに必要な書類は以下の通りです。

以下書類一式を正副2部提出してください。

※図面は原則として A3 サイズとし、A4 サイズに折り込むこと

段 階	名 称	部数	摘 要	
新規の申請、 建物竣工後の 変更 ※建物建設中の 変更については、 P. 29 に掲載して います。 ※a から f までの 書類については、 どのような場合 でも提出が必要 です。	附置義務駐車場チェックリスト	1	様式-①	
	a. 建築物における駐車施設に関する審査願	2	様式-A	
	b. 自動車附置義務に関する駐車施設の審査願概要書	2	様式-B	
	c. 附置義務台数算定調書	2	様式-C	
	d. 確認申請書の写し（1面から5面まで）	2	指定様式	
	e. 位置図（1/5,000程度） ※都市計画度道路に接道している場合は航空写真図 1/5,000 都計線入り	2	任意様式	
	f. 図面 ①配置図（駐車施設区域、周辺道路、出入口、車室、 車路、施行令第7条第1項第1号に規定する部分等（P. 13-17 参照）を明記したもの） ②求積図（面積算定表） ③各階平面図 ④駐車施設詳細図 ⑤構造図（機械式の駐車装置の場合）	各 2	任意様式	
	荷捌き用駐車施設が必要な場合	g. 図面 ⑥駐車施設及び車路の有効高さが分かる断面図	2	任意様式
	車いす利用者駐車施設が必要な場合	h. 福祉のまちづくり条例協議済証の写し	2	指定様式
	特殊駐車装置を申請する場合	i. 特殊駐車装置認定申請書	2	様式-D
j. 認定書（国土交通省印付）の写し （認定の条件において、「別添資料」と記載のある場合は、別添資料もあわせて提出してください）		2	指定様式	
k. 駐車装置の詳細図 ※認定番号、収容可能自動車寸法が確認できるもの		2	任意様式	
特例措置を申請する場合 （隔地）	l. 駐車施設附置場所等特例 申請書	2	様式-G	
	m. 駐車施設附置場所等特例 事前協議回答書の写し	2	様式-F	
	n. 隔地駐車施設等の図面 ①配置図、位置図 ②各階平面図 ③構造図（特殊駐車装置の場合） ④大臣認定書の写し（特殊駐車装置の場合）	各 2	任意様式	
	o. 隔地駐車施設等の担保性を確認する書類 （字図、登記簿謄本の写し、賃貸契約書の写し等）	各 2	任意様式	
	特例措置を申請する場合 （台数低減）	p. 公共交通利用促進計画書	2	様式-K
q. 公共交通利用促進計画 事前協議回答書の写し		2	様式-J	
r. 公共交通利用促進計画の実施内容の詳細を示す資料		2	任意様式	
工事完了時	s. 完了届兼確認書	2	様式-Q	
	t. 検査写真台帳（車路幅、車室寸法、サイン等） ※撮影箇所については、事前に駐車場施設課へ確認してください。	2	様式-R	
	u. 写真撮影位置、方向の分かる図面	2	任意様式	

段 階	名 称	部数	摘 要
建物建設中の 変更	附置義務駐車場チェックリスト（建設中）	1	様式-②
	a. 建築物における駐車施設に関する審査願	2	様式-A
	b. 自動車附置義務に関する駐車施設の審査願概要書	2	様式-B
	c. 位置図（1/5,000 程度） ※都市計画道路に接道している場合は航空写真図 1/5,000 都計線入り	2	任意様式
	d. 図面 ①配置図（駐車施設区域、周辺道路、出入口、車室、 車路、施行令第7条第1項第1号に規定する部分等（P.13-17 参照）を明記したもの）	2	任意様式
駐車施設の 配置、設置台数 の変更	e. 図面 ②駐車施設詳細図	2	任意様式
	車いす利用者用駐車施設の配置を変更する場合 f. 福祉のまちづくり条例変更協議済証の写し	2	指定様式
延べ面積・対象 面積の変更	g. 附置義務台数算定調書	2	様式-C
	h. 計画変更届（1面から5面まで） ※軽微な変更となる場合は、設計変更届	2	指定様式
	i. 図面 ②駐車施設詳細図（配置、台数の変更がある場合） ③求積図（面積算定表） ④各階平面図	2	任意様式
	j. 建築主等の変更届の写し	2	指定様式
特殊駐車装置の 変更	k. 特殊駐車装置認定申請書	2	様式-D
	l. 認定書（国土交通省印付）の写し （認定の条件において、「別添資料」と記載のある場合は、別添資料もあわせて提出してください）	2	指定様式
	m. 駐車装置の詳細図 ※認定番号、収容可能自動車寸法が確認できるもの	2	任意様式
隔地先の変更、 隔地台数の増加	n. 駐車施設附置場所等特例 申請書	2	様式-G
	o. 駐車施設附置場所等特例 事前協議回答書の写し	2	様式-F
	p. 隔地駐車施設等の図面 ①配置図、位置図 ②各階平面図 ③構造図（特殊駐車装置の場合） ④大臣認定書の写し（特殊駐車装置の場合）	各 2	任意様式
	q. 隔地駐車施設等の担保性を確認する書類 （字図、登記簿謄本の写し、賃貸契約書の写し等）	各 2	任意様式
台数低減率の 変更	r. 公共交通利用促進計画書	2	様式-K
	s. 公共交通利用促進計画 事前協議回答書の写し	2	様式-J
	t. 公共交通利用促進計画の実施内容の詳細を示す資料	2	任意様式
特例措置（隔地） の年次報告時	u. 駐車施設維持管理実施状況報告書 （報告内容の詳細を示す資料含む）	1	様式-M
特例措置（台数低 減）の年次報告時	v. 公共交通利用促進措置 実施状況報告書	1	様式-N
特例措置（台数低 減）の変更時	w. 公共交通利用促進計画 変更届	1	様式-O
	x. 公共交通利用促進計画 事前協議回答書の写し	1	様式-J

■22. 様式集

<新規の申請時>

様式-① 附置義務駐車場チェックリスト	P 31
様式-② 附置義務駐車場チェックリスト（建設中）	P 33
様式-A 建築物における駐車施設に関する審査願	P 35
様式-B 自動車附置義務に関する駐車施設の審査願概要書	P 36
様式-C 附置義務台数算定調書	P 38

<機械式駐車装置を申請する場合>

様式-D 特殊駐車装置認定申請書	P 40
------------------	------

<特例措置を申請する場合（隔地）>

様式-E 駐車施設附置場所等特例 事前協議書	P 41
様式-F 駐車施設附置場所等特例 事前協議回答書	P 42
様式-G 駐車施設附置場所等特例 申請書	P 43
様式-H 駐車施設附置場所等特例 承認書	P 44

<特例措置を申請する場合（台数低減）>

様式-I 公共交通利用促進計画 事前協議書	P 45
様式-J 公共交通利用促進計画 事前協議書回答書	P 46
様式-K 公共交通利用促進計画書	P 47
様式-L 公共交通利用促進計画承認書	P 48

<特例措置（隔地）の年次報告時>

様式-M 駐車施設維持管理実施状況報告書	P 49
----------------------	------

<特例措置（台数低減）の年次報告時>

様式-N 公共交通利用促進措置 実施状況報告書	P 50
-------------------------	------

<特例措置（台数低減）の変更時>

様式-O 公共交通利用促進計画 変更届	P 51
様式-P 公共交通利用促進計画 変更 事前協議書	P 52

<工事完了時>

様式-Q 完了届兼確認書	P 53
様式-R 検査写真台帳	P 54

附置義務駐車場チェックリスト

提出前に申請者による確認をお願いします。※対象外の箇所はバーを記載
確認したものを申請書と合わせて1部提出をお願いします。(表裏2枚1組)

段 階	名 称	check		部数	摘 要
		申請者	駐車場 施設課		
新規の申請、 建物竣工後の 変更 ※建物建設中の変更 については、P. 29 ※aからfまでの書類 については、どのよ うな場合でも提出が 必要です。	a. 建築物における駐車施設に関する審査願			2	様式-A
	b. 自動車附置義務に関する駐車施設の審査願概要書			2	様式-B
	c. 附置義務台数算定調書			2	様式-C
	d. 確認申請書の写し(1面から5面まで)			2	指定様式
	e. 位置図(1/5,000程度) ※都市計画道路に接道している場合は航空写真図1/5,000都計線入り			2	任意様式
	f. 図面			各2	任意様式
	①配置図 (駐車施設区域、周辺道路、出入口、車室、車路、施行令第7条第1項第1号に規定する部分等(P.13-17参照)を明記したもの)				
	②求積図(面積算定表) (各フロア全部)				
	③各階平面図 (全部)				
	④駐車施設詳細図				
	⑤構造図(機械式の駐車装置の場合)				
	荷捌き用が必要な場合 g. 図面 ⑥駐車施設及び車路の有効高さが分かる断面図			2	任意様式
	車いす用が必要な場合 h. 福祉のまちづくり条例協議済証(表紙)の写し 申請中⇒ 交付済み⇒			2	指定様式
	特殊駐車装置の申請 i. 特殊駐車装置認定申請書			2	様式-D
	j. 認定書(国土交通省印付)の写し(認定の条件において、「別添資料」と記載のある場合は、別添資料もあわせて提出してください)			2	指定様式
	k. 駐車装置の詳細図※認定番号、収容可能自動車寸法が確認できるもの			2	任意様式
	特例措置を申請する(隔地) l. 駐車施設附置場所等特例 申請書			2	様式-G
	m. 駐車施設附置場所等特例 事前協議回答書の写し			2	様式-F
	n. 隔地駐車施設等の図面			各2	任意様式
	①配置図、位置図				
	②各階平面図				
	③構造図(特殊駐車装置の場合)				
	④大臣認定書の写し(特殊駐車装置の場合)				
	o. 隔地駐車施設等の担保性を確認する書類(字図、登記簿謄本の写し、賃貸契約書の写し等)			各2	任意様式
	特例措置を申請する場合(台数低減) p. 公共交通利用促進計画書			2	様式-K
	q. 公共交通利用促進計画 事前協議回答書の写し			2	様式-J
	r. 公共交通利用促進計画の実施内容の詳細を示す資料			2	任意様式
重 要	路外申請該当(可能性)の場合着工前申請の準備はしているか				

項目	チェック内容	申請者	駐車場 施設課	備考
用途地区	商業 近隣商業 駐車場整備地区			
建築物用途	特定用途 非特定用途 混合用途			
面積規模	それぞれの規定の延べ面積を超えているか			
車いす	車いす用駐車場は必要か			
荷捌用	荷捌用駐車場は必要か（特定用途、商業地域）			
自動二輪	自動二輪用駐車場は必要か （特定1、特定2）			
駐車台数	駐車台数は適切か			
駐車マス	駐車マスの寸法は適切か			
車路幅員	車路幅員は適切か			
出入り口	出入り口を設けてはならない所ではないか			
	2以上の道路に面する場合、自動車交通に支障を及ぼす恐れが少ない道路に設置しているか			
前面道路	幅員が4m未満ではないか			
視距	視距は基準通り取れているか			
突込み駐車	突込み駐車になっていないか			
縦列駐車	駐車マス間は1.5m以上か			
路面標示又はサイン	車いす、荷捌き、自動二輪駐車位置に路面標示サインはあるか			

附置義務駐車場チェックリスト(建設中)

提出前に申請者による確認をお願いします。※対象外の箇所はバーを記載
確認したものを申請書と合わせて1部提出をお願いします。(表裏2枚1組)

段 階	名 称	check		部数	摘 要
		申請者	駐車場 施設課		
建物建設中の 変更	a. 建築物における駐車施設に関する審査願			2	様式-A
	b. 自動車附置義務に関する駐車施設の審査願概要書			2	様式-B
	c. 位置図 (1/5,000程度) ※都市計画道路に接道している場合は航空写真図1/5,000都計線入り			2	任意様式
	d. 図面 ①配置図 (駐車施設区域、周辺道路、出入口、車室、車路、施行令第7条第1項第1号に規定する部分等 (P.13-17参照) を明記したもの)			2	任意様式
	②配置図 (駐車施設区域、周辺道路、出入口、車室、車路、施行令第7条第1項第1号に規定する部分等 (P.13-17参照) を明記したもの)			2	任意様式
	e. 図面 ②駐車施設詳細図			2	任意様式
	車いす使用者用駐車施設の配置を変更する場合 f. 福祉のまちづくり条例変更協議済証の写し			2	指定様式
	g. 附置義務台数算定調書			2	様式-C
	h. 計画変更届 (1面から5面まで) ※軽微な変更となる場合は、設計変更届			2	指定様式
	i. 図面 ②駐車施設詳細図 (配置、台数の変更がある場合) ③求積図 (面積算定表) ④各階平面図			2	任意様式
	j. 建築主等の変更届の写し			2	指定様式
	k. 特殊駐車装置認定申請書			2	様式-D
	l. 認定書 (国土交通省印付) の写し (認定の条件において、「別添資料」と記載のある場合は、別添資料もあわせて提出してください)			2	指定様式
	m. 駐車装置の詳細図 (認定番号、収容可能自動車寸法が確認できるもの)			2	任意様式
隔地先の変更、 隔地台数の増加	n. 駐車施設附置場所等特例 申請書			2	様式-G
	o. 駐車施設附置場所等特例 事前協議回答書の写し			2	様式-F
	p. 隔地駐車施設等の図面 ①配置図、位置図 ②各階平面図 ③構造図 (特殊駐車装置の場合) ④大臣認定書の写し (特殊駐車装置の場合)			各2	任意様式
	q. 隔地駐車施設等の担保性を確認する書類 (字図、登記簿謄本の写し、賃貸契約書の写し等)			各2	任意様式
	r. 公共交通利用促進計画書			2	様式-K
	s. 公共交通利用促進計画 事前協議回答書の写し			2	様式-J
	t. 公共交通利用促進計画の実施内容の詳細を示す資料			2	任意様式
	u. 駐車施設維持管理実施状況報告書 (報告内容の詳細を示す資料含む)			1	様式-M
	v. 公共交通利用促進措置 実施状況報告書			1	様式-N
	w. 公共交通利用促進計画 変更届			1	様式-O
	x. 公共交通利用促進計画 事前協議回答書の写し			1	様式-J

項目	チェック内容	申請者	駐車場 施設課	備考
用途地区	商業 近隣商業 駐車場整備地区			
建築物用途	特定用途 非特定用途 混合用途			
面積規模	それぞれ規定の延べ面積を超えているか			
車いす	車いす用駐車場は必要か			
荷捌用	荷捌用駐車場は必要か（特定用途、商業地域）			
自動二輪	自動二輪用駐車場は必要か （特定1、特定2）			
駐車台数	駐車台数は適切か			
駐車マス	駐車マスの寸法は適切か			
車路幅員	車路幅員は適切か			
出入り口	出入り口を設けてはならない所ではないか			
	2以上の道路に面する場合、自動車交通に支障を及ぼす恐れが少ない道路に設置しているか			
前面道路	幅員が4m未満ではないか			
視距	視距は基準通り取れているか			
突込み駐車	突込み駐車になっていないか			
縦列駐車	駐車マス間は1.5m以上か			
路面標示又はサイン	車いす、荷捌き、自動二輪駐車位置に路面標示サインはあるか			

様式-A

建築物における駐車施設の附置に関する審査願

建 築 物 の 所 有 者	住 所 (TEL)				
	氏 名				
駐 車 施 設 概 要	物 件 名 称				
	種 別	自動車全体	内荷さばき	内車いす	自動二輪車
	低 減 ・ 換 算 前 義 務 台 数	台	台	台	台
	低減台数(公共交通)	▲ 台	—	—	—
	換算台数(自動二輪)	▲ 台	—	—	—
	義 務 台 数	台	台	台	台
	(内 隔 地)	台	台	台	台
設 置 台 数	台	台	台	台	
図 面	別 紙 建築確認申請書 (抄)				

提出部数 正副2部

これから下は記入しないで下さい。

決 裁 <table border="1"> <tr> <td>課 長</td> <td>係 長</td> <td>係 員</td> </tr> <tr> <td style="height: 60px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1"> <tr> <td>台 帳</td> <td>通 知</td> <td>交 付</td> </tr> <tr> <td style="height: 60px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>							課 長	係 長	係 員				台 帳	通 知	交 付			
課 長	係 長	係 員																
台 帳	通 知	交 付																
上記附置駐車施設を認めてよろしいか。																		
承 認 番 号					受 付													
年 月 日 第 号																		
条 件																		

様式 ーB

自動車附置義務に関する駐車施設の審査願概要書

受付日 年 月 日 NO.

以下太枠内の着色部分の項目に記入してください。（着色部分以外は、様式ーCから自動計算されます。）

申請区分		☐ 新規		☐ 変更		←いずれかにチェック			
建築主	氏名								
	住所					TEL			
	建築場所								
物件名称									
設計者	事務所名								
	住所					TEL			
	氏名					担当者名			
地域地区		☐ 駐車場整備地区		☐ 商業地域		☐ 近隣商業地域			
工事着工日		年 月 日		工事完了予定日		年 月 日			
建築物概要	主要用途					工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更 ☐ その他		
	敷地面積	㎡							
	構造	造、地上 階、地下 階							
		全体		申請以外の部分		増築部分			
	延べ面積	特定部分	①	—	㎡	③	—	㎡	
		(内訳) 小売店舗	①店	—	㎡	③店	—	㎡	
		その他	①他	—	㎡	③他	—	㎡	
		非特定部分	②	—	㎡	④	—	㎡	
		駐車施設		0.00	㎡		0.00	㎡	
	合計		0.00	㎡		0.00	㎡		
	利用用途	特定部分（ 階～ 階部分）		☐ 物販店舗（ 店） ☐ 飲食店舗（ 店）					
		☐ 事務所（ 社） ☐ ホテル・旅館（ 室） ☐ その他（ ）							
非特定部分（ 階～ 階部分）		☐ ファミリーマンション（ 戸）							
	☐ ワンルームマンション（ 戸） ☐ 寄宿舍（ 室） ☐ その他（ ）								
駐車施設概要		自動車全体		内荷捌き		内車いす		自動二輪車	
	低減・換算前義務台数	0 台		0 台		0 台		0 台	
	低減台数（公共交通）	▲ 0 台		—		—		—	
	換算台数（自動二輪）	▲ 0 台		—		—		—	
	義務台数	0 台		0 台		0 台		0 台	
	(内隔地)	台		台		台		台	
	設置台数	台		台		台		台	
	隔地先	住所					隔地先の義務台数		台
		駐車場名			敷地同士の距離		m		
	特殊駐車装置	収容台数	台		(内附置義務台数		台)		
		装置名称					認定番号		
		認定の有効期限	年 月 日				特殊装置の設置予定日	年 月 日	

これから下には記入しないでください。

上記駐車施設を承認します。		承認印
承認番号・承認日	第 号 年 月 日（特例No. ）	
備考	竣工時に完了届の提出を行うこと。	

様式-B 別表 ※建築主、設計者、隔地先および特殊駐車装置が複数の場合に使用

建築主 1	氏名			
	住所			
			TEL	
建築主 2	氏名			
	住所			
			TEL	
建築主 3	氏名			
	住所			
			TEL	

設計者 1	事務所名			
	住所			
			TEL	
	氏名		担当者名	
設計者 2	事務所名			
	住所			
			TEL	
	氏名		担当者名	
設計者 3	事務所名			
	住所			
			TEL	
	氏名		担当者名	

隔地先 1	住所			隔地先の義務台数	台
	駐車場名		敷地同士の距離	m	
隔地先 2	住所			隔地先の義務台数	台
	駐車場名		敷地同士の距離	m	
隔地先 3	住所			隔地先の義務台数	台
	駐車場名		敷地同士の距離	m	

特殊駐車装置 1	収容台数	台		(内附置義務台数 台)	
	装置名称			認定番号	
	認定の有効期限	年	月	日	特殊装置の設置予定日 年 月 日
特殊駐車装置 2	収容台数	台		(内附置義務台数 台)	
	装置名称			認定番号	
	認定の有効期限	年	月	日	特殊装置の設置予定日 年 月 日
特殊駐車装置 3	収容台数	台		(内附置義務台数 台)	
	装置名称			認定番号	
	認定の有効期限	年	月	日	特殊装置の設置予定日 年 月 日

附置義務台数算定調査

1. 建築物概要

物件名称： — 着色部分のみに記入してください。

地域地区		☐ 駐車場整備地区		☐ 商業地域		☐ 近隣商業地域			
建築物の用途区分		全体				申請以外の部分（既存面積）※増築の場合のみ			
		床面積		共通用途部分 案分後の合計面積		床面積		共通用途部分 案分後の合計面積	
特定部分		0.00	m ²	①	m ²	0.00	m ²	③	m ²
内訳	小売店舗		m ²	①店	m ²		m ²	③店	m ²
	その他		m ²	①他	m ²		m ²	③他	m ²
非特定部分			m ²	②	m ²		m ²	④	m ²
共通用途部分(※備考1・2)			m ²	—			m ²	—	
計		0.00	m ²	—		0.00	m ²	—	
駐車施設部分			m ²	—			m ²	—	
合計		0.00	m ²	—		0.00	m ²	—	

備考）1. 共通用途部分とは、機械室・通路・エレベーター等の部分です。

2. 共通用途部分の面積を特定用途・非特定用途へ振り分ける必要がある場合のみ記載してください。

2. 条例対象規模等の判定

種別	建築物の用途	対象規模等	判定
条例第3条 (自動車)	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	① — + (② — × 0.75) = ⑤ — ⑤が1,500m ² を超えるもの	対象 対象外
	建築物の全部を非特定用途に供するもの	②の面積が2,000m ² を超えるもの	対象 対象外
	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	商業地域内であり、かつ①の面積が2,000m ² を超えるもの	対象 対象外
条例第3条の2 (自動二輪車)	百貨店その他店舗の用に供する部分	①店の面積が3,000m ² を超えるもの	対象 対象外
	百貨店その他店舗の用に供する部分以外の特定部分	①他の面積が5,000m ² を超えるもの	対象 対象外

3. 附置義務台数の算定

1)新築の場合

種別	建築物の用途	附置義務台数
条例第3条 (自動車)	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	(① + ② - 1,500) ÷ A : 台 ……⑥ A=300+ {②÷(①+②)} × 150 =
	建築物の全部を非特定用途に供するもの	(②-2,000)÷450= 台 ……⑦
条例第4条 (荷さばき)	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	① ÷ 6,000 = 台 ……⑧
条例第3条の2 (自動二輪車)	百貨店その他店舗の用に供する部分	①店 ÷ 3,000 = 台 ……⑨
	百貨店その他店舗の用に供する部分以外の特定部分	①他 ÷ 5,000 = 台 ……⑩

備考）算定後の台数は、端数を切り上げ、整数値を記入してください。

→ 次のページ「4. 駐車ますの規模別台数の算定」へ

2)増築等の場合

種別	建築物の用途	附置義務台数
条例第3条 (自動車)	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	$\begin{aligned} & \text{ア } (\text{①} + \text{②} - 1,500) \div \text{A後} = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{A後} = 300 + \{ \text{②} \div (\text{①} + \text{②}) \} \times 150 = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{イ } (\text{③} + \text{④} - 1,500) \div \text{A前} = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{A前} = 300 + \{ \text{④} \div (\text{③} + \text{④}) \} \times 150 = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{ウ 既存の附置義務台数} = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{アー (イ又はウのいずれが多い台数) + ウ} = \quad \quad \quad \text{台} \quad \dots \text{⑪} \end{aligned}$
	建築物の全部を非特定用途に供するもの	$\begin{aligned} & \text{ア } (\text{②} - 2,000) \div 450 = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{イ } (\text{④} - 2,000) \div 450 = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{ウ 既存の附置義務台数} = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{アー (イ又はウのいずれが多い台数) + ウ} = \quad \quad \quad \text{台} \quad \dots \text{⑫} \end{aligned}$
条例第4条 (荷さばき)	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	$\begin{aligned} & \text{ア } \text{①} \div 6,000 = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{イ } \text{③} \div 6,000 = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{ウ 既存の附置義務台数} = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{アー (イ又はウのいずれが多い台数) + ウ} = \quad \quad \quad \text{台} \quad \dots \text{⑬} \end{aligned}$
条例第3条の2 (自動二輪車)	百貨店その他店舗の用に供する部分	$\begin{aligned} & \text{ア } \text{①店} \div 3,000 = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{イ } \text{③店} \div 3,000 = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{ウ 既存の附置義務台数} = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{アー (イ又はウのいずれが多い台数) + ウ} = \quad \quad \quad \text{台} \quad \dots \text{⑭} \end{aligned}$
	百貨店その他店舗の用に供する部分以外の特定部分	$\begin{aligned} & \text{ア } \text{①他} \div 5,000 = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{イ } \text{③他} \div 5,000 = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{ウ 既存の附置義務台数} = \quad \quad \quad \text{台} \\ & \text{アー (イ又はウのいずれが多い台数) + ウ} = \quad \quad \quad \text{台} \quad \dots \text{⑮} \end{aligned}$

備考) 1. 算定後の台数は、端数を切り上げ、整数値を記入してください。

2. [既]とは、増築前の建築物に対して既にこの条例が適用されていた場合の附置義務台数です。

4. 駐車ますの規模別台数の算定

種別	建築物の用途	附置義務台数
自動車全体	2.3m×5.0m以上 (乗用車用)	$\begin{aligned} & \text{⑥、⑦、⑪又は⑫} = \quad \quad \quad \text{台} \quad (\text{低減・換算前義務台数}) \quad \dots \text{⑯} \\ & (\text{公共交通利用促進措置を適用する場合}) \\ & \text{⑯} \times \text{低減率} \quad \quad \quad \% = \quad \quad \quad \text{台} (\text{低減台数}) \dots \text{⑰} \\ & (\text{自動二輪車換算を適用する場合}) \\ & \text{⑰} \div 5 = \quad \quad \quad \text{台} (\text{換算台数}) \dots \text{⑱} \\ & \text{⑯} - \text{⑰} - \text{⑱} = \quad \quad \quad \text{台} (\text{義務台数}) \end{aligned}$
車いす利用者用	幅3.5m以上	規則に規定する建築物に対して $\quad \quad \quad$ 台以上 ※⑥、⑦、⑪又は⑫の内数
荷さばき用	3.0m×7.7m以上 有効高さ3.0m以上	⑧又は⑬ = $\quad \quad \quad$ 台 ※⑥又は⑪の内数
自動二輪車用	1.0m×2.3m以上	⑨+⑩又は⑭+⑮ = $\quad \quad \quad$ 台 $\dots \text{⑲}$

5. その他

1) 共同住宅に対しては、この条例による附置義務台数の確保のほか、別途、「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」による自動車保管場所の確保が必要となります。

(問い合わせ先：福岡市住宅都市局建築指導部開発・建築調整課 TEL 092-711-4777)

特 殊 駐 車 装 置 認 定 申 請 書

年 月 日

（あて先）福岡市長

申請者 住 所
氏 名
電話

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第 7 条第 6 項の規定により特殊な装置を用いる駐車施設の設置について認定を受けたいので，次のとおり申請します。

特殊装置の名称及び型式		
特殊装置の 主要寸法及 び性能	主 要 寸 法	
	収 容 可 能 自 動 車 寸 法	
	収 容 台 数	
特殊装置の構造概要		
その他参考事項		

駐車施設附置場所等特例 事前協議書

年 月 日

（宛先）福岡市長

提出者 住 所

電話

氏 名

※提出者が個人の場合に限り、押印を省略し、自署とすることができます。

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 $\left[\begin{array}{l} \square \text{第8条} \\ \square \text{第8条の2} \end{array} \right] \left[\begin{array}{l} \square \text{第1項} \\ \square \text{第2項} \end{array} \right]$ の規定による

駐車施設の $\left[\begin{array}{l} \square \text{附置場所} \\ \square \text{附置台数} \end{array} \right]$ の特例について、事前協議書を提出します。

当該建築物	所在地			
	地域地区	☐ 駐車場整備地区 ☐ 商業地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 周辺地区 ☐ 自動車ふくそう地区		
	主要用途		工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更 ☐ その他
	敷地面積（建築面積）	() m ²	構造	造，地上 階，地下 階
	延べ面積	特定部分 m ² ，非特定部分 m ² ，合計 m ²		
附置台数	附置義務台数		軽減後の台数	隔地駐車台数
	① 第3条（自動車）	台	台	台
	② 第3条の2（自動二輪車）	台	—	台
	③ 第4条（荷さばき）	台	台	台
	※上記③欄の台数は、①欄の台数の内数			
駐車施設	所在地及び 駐車場名	当該建築物からの距離		m
	権利関係	種別	権 利 者 住 所 氏 名	
		☐ 土地 ☐ 建物 ☐ 所有権 ☐ 使用権		
		☐ 土地 ☐ 建物 ☐ 所有権 ☐ 使用権		
	運営形態	☐ 一時預り（届出第 号） ☐ 月極 ☐ 専用 ☐ その他（ ）		
	規 模	建築物内 台，建築物外 台，特殊駐車装置 台		
特殊駐車装置名		認定番号 第 号		
特例の承認を受けようとする理由				

駐車施設附置場所等特例 事前協議回答書

年 月 日

様

福岡市長

㊟

年 月 日付で提出された駐車施設附置場所等特例の事前協議について、次のとおり回答します。

1 回答の内容

駐車施設附置場所等の特例を認める。

駐車施設附置場所等の特例を認めない。

備考

駐車施設附置場所等特例申請書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

申請者 住 所

電話

氏 名

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 $\left(\begin{array}{l} \square \text{第8条} \\ \square \text{第8条の2} \end{array} \right) \left(\begin{array}{l} \square \text{第1項} \\ \square \text{第2項} \end{array} \right)$ の規定によ

る駐車施設の $\left(\begin{array}{l} \square \text{附置場所} \\ \square \text{附置台数} \end{array} \right)$ の特例について承認を受けたいので、次のとおり申請します。

当該建築物	所在地					
	地域地区		☐ 駐車場整備地区 ☐ 商業地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 周辺地区 ☐ 自動車ふくそう地区			
	主要用途		工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更 ☐ その他		
	敷地面積（建築面積）		（ ）㎡		構造	造, 地上 階, 地下 階
	延べ面積		特定部分 ㎡, 非特定部分 ㎡, 合計 ㎡			
附置台数	附置義務台数		軽減後の台数		隔地駐車台数	
	① 第3条（自動車）		台		— 台	
	② 第3条の2（自動二輪車）		台		— 台	
	③ 第4条（荷さばき）		台		台 台	
	※上記③欄の台数は、①欄の台数の内数					
駐 車 施 設	所在地 及び 駐車場名		当該建築物からの距離		m	
	権 利 関 係	種別	権 利 者 住 所 氏 名			権利者承認印
		☐ 土 地 ☐ 建 物 ☐ 所有権 ☐ 使用権				
		☐ 土 地 ☐ 建 物 ☐ 所有権 ☐ 使用権				
		運営形態 ☐ 一時預り（届出第 号） ☐ 月極 ☐ 専用 ☐ その他（ ）				
	規模		建築物内 台, 建築物外 台, 特殊駐車装置 台			
	特殊駐車装置名				認定番号 第 号	
特例申請の理由						

駐車施設附置場所等特例承認書

年 月 日

様

福岡市長

印

年 月 日付で申請があった駐車施設附置場所等の特例については、福岡市建築物

における駐車施設の附置等に関する条例第 8 条（☐第 1 項
☐第 2 項）の規定により次のとおり承認する。

当 該 建 築 物	所在地				
	地域地区	☐ 駐車場設備地区 ☐ 商業地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 周辺地区 ☐ 自動車ふくそう地区			
	主要用途		工事種別	☐ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更 ☐ その他	
	敷地面積（建築面積）	（ ） m ²		構造 造、地上 階、地下 階	
	延べ面積	特定部分 m ²	m ² ，非特定部分 m ² ，合計		
附 置 台 数	条例第 3 条・第 4 条による最小収容台数		軽減後の台数	隔地駐車台数	
	①第 3 条（自動車）	台	—	台	
	②第 4 条（荷さば き）	台	台	台	
	※上記②欄の台数は、①欄の台数の内数				
駐 車 施 設	所在地 及び 駐車場名			当該建築物からの距離 m	
	権 利 関 係	種 別	権 利 者 住 所 氏 名		
		☐ 土 地 ☐ 建 築 ☐ 所有物 ☐ 使用権			
		☐ 土 地 ☐ 建 築 ☐ 所有物 ☐ 使用権			
	運 営 形 態	☐ 一時預り（届出第 号） ☐ 月極 ☐ 専用 ☐ その他 （ ）			
	規 模	建築物内 台，建築物外 台，特殊駐車装置 台			
	特殊駐車装置名		認定番号 第 号		

公共交通利用促進計画 事前協議書

年 月 日

（宛先）福岡市長

提出者 住 所

電話

氏 名

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条の3に規定する公共交通利用促進措置による駐車施設の規模の特例の適用について、事前協議書を提出します。

当該建築物		名称	
		所在地	
公共交通利用促進措置	実施項目 (○を記入)	実施内容	低減率
		従業員のマイカー通勤の規制	5%
		公共交通の時刻表の表示・冊子配布（啓発を含む）	5%
		公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与	10%
		公共交通利用者への運賃の補助	10%
		公共交通利用者への商品配送サービス	10%
		鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施	10%
		鉄道駅への地下通路等の接続	20%
		上記以外の公共交通利用促進措置 (実施概要：)	
		低減率の合計（上限 40%）	

※実施内容の詳細を示す資料を添付すること。

※上記以外の公共交通利用促進措置を実施する場合は、駐車需要の低減量の根拠を明確に示す資料を添付すること。

公共交通利用促進計画 事前協議回答書

年 月 日

様

福岡市長



年 月 日付で提出された公共交通利用促進計画に関する事前協議について、
次のとおり回答します。

当該建築物		名称		
		所在地		
公共交通利用促進措置	実施項目 (○を記入)	実施内容		低減率
		従業員のマイカー通勤の規制		5%
		公共交通の時刻表の表示・冊子配布（啓発を含む）		5%
		公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与		10%
		公共交通利用者への運賃の補助		10%
		公共交通利用者への商品配送サービス		10%
		鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施		10%
		鉄道駅への地下通路等の接続		20%
		上記以外の公共交通利用促進措置 (実施概要：)		
		低減率の合計（上限 40%）		

公共交通利用促進計画書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

届出者 住 所

電話

氏 名

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条の3第2項の規定に基づき、
公共交通利用促進計画を届け出ます。

当該建築物	名称		
	所在地		
公共交通利用促進措置	実施項目 (○を記入)	実施内容	低減率
		従業員のマイカー通勤の規制	5%
		公共交通の時刻表の表示・冊子配布 (啓発を含む)	5%
		公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与	10%
		公共交通利用者への運賃の補助	10%
		公共交通利用者への商品配送サービス	10%
		鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施	10%
		鉄道駅への地下通路等の接続	20%
		上記以外の公共交通利用促進措置 (実施概要：)	
		低減率の合計 (上限 40%)	

※実施内容の詳細を示す資料を添付すること。

※上記以外の公共交通利用促進措置を実施する場合は、駐車需要の低減量の根拠を明確に示す資料を添付すること。

公共交通利用促進計画承認書

年 月 日

様

福岡市長 高島 宗一郎 印

年 月 日付で届出があった公共交通利用促進計画については、次のとおり承認する。

当該建築物	名称		
	所在地		
公共交通利用促進措置	実施項目 (○を記入)	実施内容	低減率
		従業員のマイカー通勤の規制	5%
		公共交通の時刻表の表示・冊子配布 (啓発を含む)	5%
		公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与	10%
		公共交通利用者への運賃の補助	10%
		公共交通利用者への商品配送サービス	10%
		鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施	10%
		鉄道駅への地下通路等の接続	20%
		上記以外の公共交通利用促進措置 (実施概要: 地下ネットワークの拡充)	10%
		低減率の合計 (上限 40%)	
承認番号			

駐車施設維持管理実施状況報告書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

報告者 住 所

電話

氏 名

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 $\left(\begin{array}{l} \square \text{第8条第4項} \\ \square \text{第8条の2第5項} \end{array} \right)$ の規定に基づき、

駐車施設の維持管理の実施状況について、次のとおり報告します。

当該建築物	所在地					
	地域地区		☐ 駐車場整備地区 ☐ 商業地域 ☐ 近隣商業地域 ☐ 周辺地区 ☐ 自動車ふくそう地区			
	主要用途					
	敷地面積（建築面積）		() m ²		構造	造, 地上 階, 地下 階
	延べ面積	特定部分	m ² , 非特定部分		m ² , 合計	m ²
附置台数	附置義務台数				隔地駐車台数	
	第3条（自動車）		台		台	
	第3条の2（自動二輪車）		台		台	
	第4条（荷さばき）		台		台	
駐車施設	所在地 及び 駐車場名		当該建築物からの距離 m			
	権利関係	種別	権 利 者 住 所 氏 名			権利者承認印
		☐ 土 地 ☐ 建 物 ☐ 所有権 ☐ 使用権				
		☐ 土 地 ☐ 建 物 ☐ 所有権 ☐ 使用権				
	運営形態	☐ 一時預り（届出第 号） ☐ 月極 ☐ 専用 ☐ その他（ ）				
	規 模	建築物内 台, 建築物外 台, 特殊駐車装置 台				
	特殊駐車装置名					認定番号 第 号
	駐車施設写真欄					

公共交通利用促進措置実施状況報告書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

報告者 住 所

電話

氏 名

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条の3第4項の規定に基づき、
公共交通利用促進措置の実施状況を報告します。

当該建築物	名称		
	所在地		
公共交通利用促進措置	実施項目 (○を記入)	実施内容	低減率
		従業員のマイカー通勤の規制	5%
		公共交通の時刻表の表示・冊子配布（啓発を含む）	5%
		公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与	10%
		公共交通利用者への運賃の補助	10%
		公共交通利用者への商品配送サービス	10%
		鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施	10%
		鉄道駅への地下通路等の接続	20%
		上記以外の公共交通利用促進措置 (実施概要：)	
		低減率の合計（上限 40%）	
承認番号			
公共交通利用促進措置の実施状況とその効果			
公共交通利用促進措置の課題			
上記課題の改善策			

- 公共交通利用促進措置の実施状況とその効果の欄は、次に掲げる事項のうち、該当があるもの全てについて記入してください。
 - (1) 駐車施設の稼働状況の変化
 - (2) 自動車による来客数の変化
 - (3) 公共交通機関による通勤者数、来客者数の変化
 - (4) 建築物周辺の道路の混雑状況（自動車が駐車施設に駐車するまでの平均待機時間等）の変化
 - (5) その他公共交通利用促進措置の実施及び駐車台数の低減により生じた効果
- 公共交通利用促進措置の課題の欄及び上記課題の改善策の欄は、公共交通利用促進措置の実施及び駐車施設の駐車台数の低減により課題が生じた場合に記入してください。
- この報告書には、次に掲げる図書を添付してください。
 - (1) パンフレットその他公共交通利用促進措置の内容を明らかにする図書
 - (2) 公共交通利用促進措置の実施状況を撮影した写真
 - (3) 建築物周辺の交通の状況を撮影した写真
 - (4) その他市長が必要と認める図書

公共交通利用促進計画 変更届

年 月 日

(宛先) 福岡市長

届出者 住 所

電話

氏 名

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条の3第2項又は第3項の規定に基づき、公共交通利用促進計画の変更を届け出ます。

当該建築物				名称		
				所在地		
公共交通利用促進措置	実施項目 (○を記入)			実施内容	低減率	
	継続	新規	廃止			
				従業員のマイカー通勤の規制	5%	
				公共交通の時刻表の表示・冊子配布（啓発を含む）	5%	
				公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与	10%	
				公共交通利用者への運賃の補助	10%	
				公共交通利用者への商品配送サービス	10%	
				鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施	10%	
				鉄道駅への地下通路等の接続	20%	
				上記以外の公共交通利用促進措置 (実施概要：)		
				低減率の合計（上限 4.0%）		
変更する年月日				年 月 日		
変更の理由						

※実施内容の詳細を示す資料を添付すること。

※上記以外の公共交通利用促進措置を実施する場合は、駐車需要の低減量の根拠を明確に示す資料を添付すること。

公共交通利用促進計畫 變更 事前協議書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

提出者 住 所

電話

氏 名

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第8条の3に規定する公共交通利用促進措置による駐車施設の規模の特例の変更について、事前協議書を提出します。

当該建築物				名称				
				所在地				
公共交通利用促進措置	実施項目 (○を記入)			実施内容	低減率			
	継続	新規	廃止					
				従業員のマイカー通勤の規制	5%			
				公共交通の時刻表の表示・冊子配布（啓発を含む）	5%			
				公共交通利用者への商品の割引サービスや特典の付与	10%			
				公共交通利用者への運賃の補助	10%			
				公共交通利用者への商品配送サービス	10%			
				鉄道駅やバス停からの送迎バスの実施	10%			
				鉄道駅への地下通路等の接続	20%			
				上記以外の公共交通利用促進措置 (実施概要：)				
				低減率の合計（上限 40%）				
変更する年月日				年 月 日				
変更の理由								

※実施内容の詳細を示す資料を添付すること。

※上記以外の公共交通利用促進措置を実施する場合は、駐車需要の低減量の根拠を明確に示す資料を添付すること。

完了届兼確認書

年 月 日

(宛先) 福岡市長

届出者 住所
氏名

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第3条に基づき設置した駐車施設の工事が完了いたしましたので、以下の通り届出ます。

(届出者の押印は不要です。本紙は正副2部提出してください。)

工事完了日	年 月 日
駐車施設附置承認番号 承認日	号 年 月 日
物件名称	
所在地	
検査立会者	会社名 : 氏名 : 連絡先 :

駐車施設の概要

附置義務台数	附置義務台数	内荷捌き	内車いす	自動二輪車
敷地内	台	台	台	台
隔地先	台	台	台	台
計	台	台	台	台

※ここから下には記入しないでください。

検査の結果、福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の基準を満たした駐車施設であることを認めてよろしいか。

課長	係長	係員	担当

交付日 : 年 月 日

現地検査日	年 月 日	駐車場施設課承認印
指摘事項確認日	年 月 日	
備考		

提出日： 年 月 日

検査写真台帳

No. 物件名

所在地：

建築主：

設計者：

※1 写真撮影位置、方向の分かる図面を必ず添付してください。

※2 指示された写真を撮影の上、福岡市道路下水道局管理部駐車場施設課へ提出してください。

※3 写真は台紙(自由様式、参考様式あり)に貼り付けた状態で提出してください。

撮影箇所	該当	実測値		基準値		提出写真						駐車場施設 課チェック		
						全体		起点目盛		終点目盛				
駐車場出入口	有・無	幅員		m	幅員		m		枚		枚		枚	可・否
車路	有・無	幅員		m	幅員		m		枚		枚		枚	可・否
一般車室	有・無	幅員		m	幅員	2.3	m		枚		枚		枚	可・否
		奥行		m	奥行	5.0	m		枚		枚		枚	可・否
車いす車室	有・無	幅員		m	幅員	3.5	m		枚		枚		枚	可・否
		奥行		m	奥行	5.0	m		枚		枚		枚	可・否
		サイン表示		—			枚					可・否		
荷捌き用車室	有・無	幅員		m	幅員	3.0	m		枚		枚		枚	可・否
		奥行		m	奥行	7.7	m		枚		枚		枚	可・否
		サイン表示		—			枚					可・否		
自動二輪用車室	有・無	幅員		m	幅員	1.0	m		枚		枚		枚	可・否
		奥行		m	奥行	2.3	m		枚		枚		枚	可・否
		サイン表示		—			枚					可・否		
特殊駐車装置	有・無	待機スペース		—										
		幅員		m	幅員		m		枚		枚		枚	可・否
		奥行		m	奥行		m		枚		枚		枚	可・否
		型式銘板		—			枚					可・否		

■備考欄

■23. 様式記入例

様式-A 建築物における駐車施設に関する審査願	P56
様式-B 自動車附置義務に関する駐車施設の審査願概要書	P57
様式-C 附置義務台数算定調書	P58
様式-D 特殊駐車装置認定申請書	P60

様式-A

建築物における駐車施設の附置に関する審査願

建築物の所有者	住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇〇 (TEL 〇〇〇-〇〇〇〇)				
	氏 名 〇 〇 〇 〇				
駐 車 施 設 概	物 件 名 称	〇〇ビル			
	種 別	自動車全体	内荷さばき	内車いす	自動二輪車
	低 減 ・ 換 算 前 義 務 台 数	27台	2台	1台	2台
	低減台数(公共交通)	▲ 0台	—	—	—
	換算台数(自動二輪)	▲ 0台	—	—	—
	義 務 台 数	27台	2台	1台	2台
	設 置 台 数	27台	2台	1台	7台
	(内 隔 地)	0台	0台	0台	0台
図 面	別 紙 建築確認申請書 (抄)				

これから下は記入しないで下さい。

注) 設置台数は附置義務基準を満足する台数のみ記載

決 裁				
課 長	係 長	係 員	台 帳	通 知
上記附置駐車施設を認めてよろしいか。				
承 認 番 号			受 付	
年 月 日 第 号				
条 件				

様式-B

自動車附置義務に関する駐車施設の審査願概要書

注) 建築確認申請三面と整合させて下さい。

受付日 年 月 日 NO.

以下太枠内の着色部分の項目に記入してください。(着色部分以外は、様式-Cから自動計算されます。)

申請区分		☒ 新規		☐ 変更		←いずれかにチェック		
建築主	氏名	〇〇 〇〇 ※複数いる場合は「別表」へ記入						
	住所	〇〇県〇〇市〇〇〇〇						
		TEL		〇〇〇-〇〇〇〇				
建築場所		〇〇市〇〇区〇〇						
物件名称		〇〇ビル新築工事						
設計者	事務所名	〇〇建築事務所 ※複数いる場合は「別表」へ記入						
	住所	〇〇県〇〇市〇〇〇〇						
	氏名	〇〇 〇〇		担当者名		〇〇 〇〇		
地域地区		☐ 駐車場整備地区		☒ 商業地域		☐ 近隣商業地域		
工事着工日		2022 年 5 月 1 日		工事完了予定日		2023 年 5 月 1 日		
建築物概要	主要用途	共同住宅ほか		工事種別	☒ 新築 ☐ 増築 ☐ 用途変更 ☐ その他			
	敷地面積	1,200 m ²						
	構造	RC 造、地上 7 階、地下 1 階						
		全体		申請以外の部分		増築部分		
	延べ面積	特定部分	①	—	m ²	③	—	m ²
		(内訳) 小売店舗	①店	—	m ²	③店	—	m ²
		その他	①他	—	m ²	③他	—	m ²
		非特定部分	②	—	m ²	④	—	m ²
		駐車施設		0.00	m ²		0.00	m ²
	合計		0.00	m ²		0.00	m ²	0.00
利用	特定部分 (1 階～ 3 階部分)		☒ 物販店舗 (20 店)		☒ 飲食店舗 (8 店)			
用途	☐ 事務所 (社)		☒ ホテル・旅館 (35 室)		☐ その他 ()			
	非特定部分 (3 階～ 7 階部分)		☒ ファミリーマンション (30 戸)					
	☐ ワンルームマンション (戸)		☐ 寄宿舍 (室)		☒ その他 (学習塾)			
駐車施設概要		自動車全体		内荷捌き		内車いす		
	低減・換算前義務台数	27 台		2 台		1 台		
	低減台数 (公共交通)	▲ 0 台		—		—		
	換算台数 (自動二輪)	▲ 0 台		注) 設置台数は附置義務基準を満足する台数のみ記載				
	義務台数	27 台		2 台		1 台		
	(内隔地)	0 台		0 台		0 台		
	設置台数	27 台		2 台		1 台		
	隔地先	住所			隔地先の義務台数		台	
		駐車場名			敷地同士の距離		m	
	特殊駐車装置	収容台数	40 台		(内附置義務台数 24 台)			
装置名称		●●●●●●		認定番号		関東 (〇〇) - 〇〇		
	認定の有効期限	令和6 年 3 月 31 日		特殊装置の設置予定日		令和4 年 3 月 1 日		

これから下には記入しないでください。

上記駐車施設を承認します。		承認印
承認番号・承認日	第 号 年 月 日 (特例No.)	
備考	竣工時に完了届の提出を行うこと。	

附置義務台数算定調査

1. 建築物概要

物件名称： ○○ビル新築工事 着色部分のみに記入してください。

地域地区	☐ 駐車場整備地区	☒ 商業地域	☐ 近隣商業地域	
建築物の用途区分	全体			
	床面積		申請以外の部分（既存面積）※増築の場合のみ	
	共通用途部分 案分後の合計面積		共通用途部分 案分後の合計面積	
特定部分	6,500.00	m ²	① 6,685.71	m ²
内訳	小売店舗	3,000.00	①店 3,085.71	m ²
	その他	3,500.00	①他 3,600.00	m ²
非特定部分	4,000.00	m ²	② 4,114.29	m ²
共通用途部分(※備考1・2)	300.00	m ²	—	m ²
計	10,800.00	m ²	—	m ²
駐車施設部分	800.00	m ²	—	m ²
合計	11,600.00	m ²	—	m ²

備考) 1. 共通用途部分とは、機械室・通路・エレベーター等の部分です。
2. 共通用途部分の面積を特定用途・非特定用途へ振り分ける必要がある場合のみ記載してください。

2. 条例対象規模等の判定

種別	建築物の用途	対象規模等	判定
条例第3条 (自動車)	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	① 6,685.71 + (② 4,114.29 × 0.75) = 9,771.43 ⑤が1,500m ² を超えるもの	■ 対象 □ 対象外
	建築物の全部を非特定用途に供するもの	②の面積が2,000m ² を超えるもの	□ 対象 ■ 対象外
条例第4条 (荷さばき)	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	商業地域内であり、かつ①の面積が2,000m ² を超えるもの	■ 対象 □ 対象外
条例第3条の2 (自動二輪車)	百貨店その他店舗の用に供する部分	①店の面積が3,000m ² を超えるもの	■ 対象 □ 対象外
	百貨店その他店舗の用に供する部分以外の特定部分	①他の面積が5,000m ² を超えるもの	□ 対象 ■ 対象外

3. 附置義務台数の算定

1)新築の場合

種別	建築物の用途	附置義務台数
条例第3条 (自動車)	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	(① + ② - 1,500) ÷ A : 27 台 ……⑥ A=300+ {②÷(①+②)} × 150 = 357.14
	建築物の全部を非特定用途に供するもの	(②-2,000)÷450= - 台 ……⑦
条例第4条 (荷さばき)	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	① ÷ 6,000 = 2 台 ……⑧
条例第3条の2 (自動二輪車)	百貨店その他店舗の用に供する部分	①店 ÷ 3,000 = 2 台 ……⑨
	百貨店その他店舗の用に供する部分以外の特定部分	①他 ÷ 5,000 = - 台 ……⑩

備考) 算定後の台数は、端数を切り上げ、整数値を記入してください。

→ 次のページ「4. 駐車ますの規模別台数の算定」へ

2)増築等の場合

種別	建築物の用途	附置義務台数
条例第3条 (自動車)	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	$\begin{aligned} \text{ア } & (\text{①} + \text{②} - 1,500) \div \text{A後} = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{A後} & = 300 + \{ \text{②} \div (\text{①} + \text{②}) \} \times 150 = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{イ } & (\text{③} + \text{④} - 1,500) \div \text{A前} = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{A前} & = 300 + \{ \text{④} \div (\text{③} + \text{④}) \} \times 150 = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{ウ } & \text{既存の附置義務台数} = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{アー } & (\text{イ又はウのいずれか多い台数}) + \text{ウ} = \quad \quad \quad \text{台} \cdots \text{⑪} \end{aligned}$
	建築物の全部を非特定用途に供するもの	$\begin{aligned} \text{ア } & (\text{②} - 2,000) \div 450 = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{イ } & (\text{④} - 2,000) \div 450 = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{ウ } & \text{既存の附置義務台数} = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{アー } & (\text{イ又はウのいずれか多い台数}) + \text{ウ} = \quad \quad \quad \text{台} \cdots \text{⑫} \end{aligned}$
条例第4条 (荷さばき)	建築物の全部又は一部を特定用途に供するもの	$\begin{aligned} \text{ア } & \text{①} \div 6,000 = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{イ } & \text{③} \div 6,000 = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{ウ } & \text{既存の附置義務台数} = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{アー } & (\text{イ又はウのいずれか多い台数}) + \text{ウ} = \quad \quad \quad \text{台} \cdots \text{⑬} \end{aligned}$
条例第3条の2 (自動二輪車)	百貨店その他店舗の用に供する部分	$\begin{aligned} \text{ア } & \text{①店} \div 3,000 = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{イ } & \text{③店} \div 3,000 = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{ウ } & \text{既存の附置義務台数} = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{アー } & (\text{イ又はウのいずれか多い台数}) + \text{ウ} = \quad \quad \quad \text{台} \cdots \text{⑭} \end{aligned}$
	百貨店その他店舗の用に供する部分以外の特定部分	$\begin{aligned} \text{ア } & \text{①他} \div 5,000 = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{イ } & \text{③他} \div 5,000 = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{ウ } & \text{既存の附置義務台数} = \quad \quad \quad \text{台} \\ \text{アー } & (\text{イ又はウのいずれか多い台数}) + \text{ウ} = \quad \quad \quad \text{台} \cdots \text{⑮} \end{aligned}$

備考) 1. 算定後の台数は、端数を切り上げ、整数値を記入してください。

2. [既]とは、増築前の建築物に対して既にこの条例が適用されていた場合の附置義務台数です。

4. 駐車ますの規模別台数の算定

種別	建築物の用途	附置義務台数
自動車全体	2.3m×5.0m以上 (乗用車用)	$\begin{aligned} \text{⑥、⑦、⑪又は⑫} & = \quad \text{27} \quad \text{台} \quad (\text{低減・換算前義務台数}) \cdots \text{⑮} \\ & (\text{公共交通利用促進措置を適用する場合}) \\ \text{⑮} \times \text{低減率} & \quad \quad \quad \% = \quad \quad \quad \text{台} (\text{低減台数}) \cdots \text{⑯} \\ & (\text{自動二輪車換算を適用する場合}) \\ \text{⑮} \div 5 & = \quad \quad \quad \text{台} (\text{換算台数}) \cdots \text{⑰} \\ \text{⑮} - \text{⑯} - \text{⑰} & = \quad \text{27} \quad \text{台} (\text{義務台数}) \end{aligned}$
車いす利用者用	幅3.5m以上	規則に規定する建築物に対して 1 台以上 ※⑥、⑦、⑪又は⑫の内数
荷さばき用	3.0m×7.7m以上 有効高さ3.0m以上	$\text{⑧} \text{又は} \text{⑬} = \quad \text{2} \quad \text{台}$ ※⑥又は⑪の内数
自動二輪車用	1.0m×2.3m以上	$\text{⑨} + \text{⑩} \text{又は} \text{⑭} + \text{⑮} = \quad \text{2} \quad \text{台} \cdots \text{⑱}$

5. その他

1) 共同住宅に対しては、この条例による附置義務台数の確保のほか、別途、「福岡市建築紛争の予防と調整に関する条例」による自動車保管場所の確保が必要となります。

(問い合わせ先：福岡市住宅都市局建築指導部開発・建築調整課 TEL 092-711-4777)

様式-D（規則様式第1号）

特殊駐車装置認定申請書

年 月 日

（宛先）福岡市長

申請者 住 所

電話

氏 名

福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例第7条第6項の規定により特殊な装置を用いる駐車施設の設置について認定を受けたいので、次のとおり申請します。

特殊装置の名称及び型式		〇〇〇〇〇〇〇〇型
特殊装置の 主要寸法及 び性能	主 要 寸 法	幅 9,700×奥行き 5,850×高さ 3,650
	収 容 可 能 自動車寸法	幅 1,800×奥行き 5,000×高さ 1,550～1,750
	収 容 台 数	〇〇台（うち附置義務〇〇台）
特殊装置の構造概要		多段方式（昇降奥行式、ピット式）
その他参考事項		認定番号：〇〇〇〇 認定番号：立駐工 第〇〇〇号

■24. Q&A よくある質問集

Q 計画敷地が対象地域（商業地域、近隣商業地域、駐車場整備地区）かどうかは、どこで確認できますか？

A 福岡市Webマップの都市計画情報にて確認ができます。

URL： <https://webmap.city.fukuoka.lg.jp/fukuoka/G0303A>

また、「福岡市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」第2条による周辺地区・自動車ふくそう地区について、現在指定している区域はありません。

Q 附置義務の対象となる延べ面積の考え方を教えてください。

A 建物の延べ面積の合計（建築基準法上の容積対象外面積も含む）から、自動車車庫等の面積を除いた面積が、附置義務の対象となる延べ面積となります。

Q 建物の用途変更等を行う場合、附置義務の手続きは必要ですか？

A 新築、増築、及び特定部分の延べ面積の増加を伴う建築物の部分の用途変更のための大規模の修繕もしくは大規模の模様替をすることにより附置義務対象の規模を超える場合、台数の再計算および手続きが必要となります。

また、これに該当しない場合についても、設置台数、隔地先等を変更する場合は、変更の手続きが必要となります。

Q 附置義務審査願を提出済みの建物において、工事中に延べ面積の変更が生じましたが、手続きは必要ですか？ また、どのような場合手続きが必要となりますか？

A 延べ面積を変更する際は、附置義務台数が変わらない場合についても、手続きが必要となります。また、工事中において、手続きが必要となる変更は下記のとおりです。

〔 附置義務台数の変更、設置台数の変更、駐車場の配置の変更、
特殊駐車装置の機械の変更、延べ面積の変更（軽微な変更を含む）、隔地先の変更、
隔地先所有者の変更 〕

建築主、社名、代表者名、建築面積、敷地面積および延べ面積の変更を伴わない間取りの変更については、変更審査不要です（ただし、附置場所の特例（隔地）を受けている場合は、変更手続きが必要な場合があります）。建築主、社名および代表者の変更の際は、変更内容が確認できる資料（建築主等の変更届の写し等）を窓口へ提出してください。変更にあたって必要な提出書類については、P.28、29に掲載しています。その他の変更については、窓口までお問い合わせください。

Q 計画敷地が附置義務対象の地区と対象外の地区をまたいでいる場合、附置義務の対象となるのはどのような場合ですか。

A 当該敷地のうち最も大きな敷地面積を占める部分が属する地区又は地域が商業地域、近隣商業地域、駐車場整備地区のいずれかに該当する場合、附置義務の対象となります。

Q 認可外保育所についても、保育所に該当するものとして、出入口の位置についての規定を遵守する必要がありますか。(手引書P.15)

A 出入口の位置についての規定は、児童福祉法45条により定められた基準を満たしている保育所(認可保育所)を対象としています。

Q 「建築紛争の予防と調整に関する条例」の対象となる場合、「附置義務条例」は対象外と考えてよろしいですか。

A 「建築紛争の予防と調整に関する条例」の対象かどうかに関わらず、「附置義務条例」の対象となる要件(地区又は地域、建物の用途・規模)に当てはまる場合は、対象となります。また、「附置義務条例」による台数と、「建築紛争の予防と調整に関する条例」による自動車保管場所設置台数の合計台数を設置しなければなりません。

Q 附置義務駐車施設を時間貸し(コインパーキング等)又は、当該建物利用者以外と月極契約を結びたいと考えていますが、何か問題はありますか。

A 敷地内の附置義務駐車施設については、時間貸し駐車施設又は施設の駐車場に余裕がある場合は他の建物利用者の月極駐車施設としても問題ありませんが、附置義務駐車施設を隔地とした場合は、当該建物利用者の月極駐車場とする必要があります。ただし、当該建物の附置義務駐車施設と、他の建物の附置義務駐車施設は兼用できません。

Q 附置義務駐車施設の営業時間に規定はありますか。

A 当該建築物の営業時間中は、常時利用できることとしなければなりません。
なお、交通規制がある場合は車両が通行できる時間帯に限る

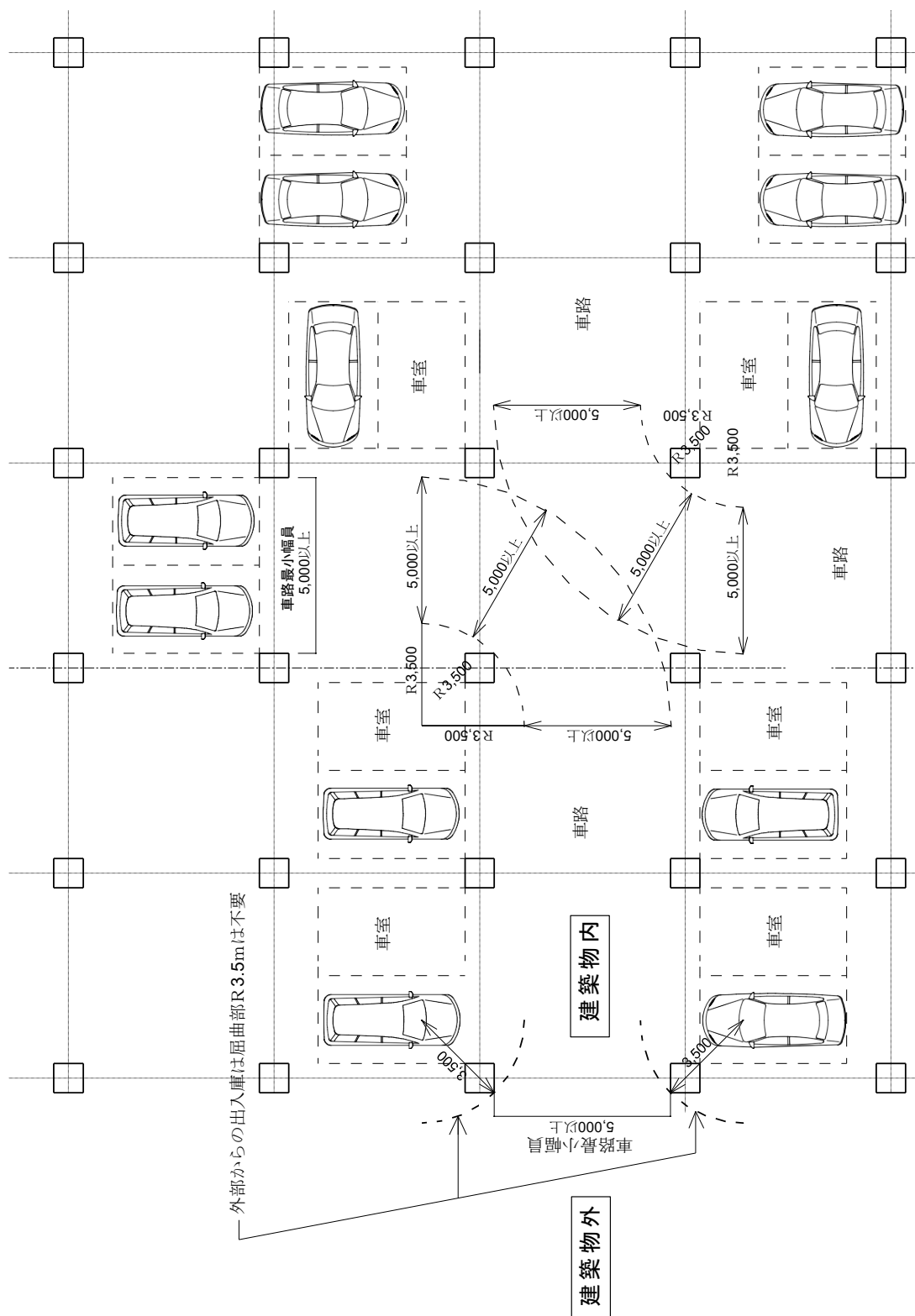
Q 駐車施設を縦列駐車とする場合、軌跡図を作成するにあたって、車両のサイズに規定はありますか。

A 一般用駐車施設の場合は、1.7m×4.7m以上、
荷捌き用駐車施設の場合は、2.2m×6.2m以上の車両で軌跡図を作成してください。

■25. 参考資料

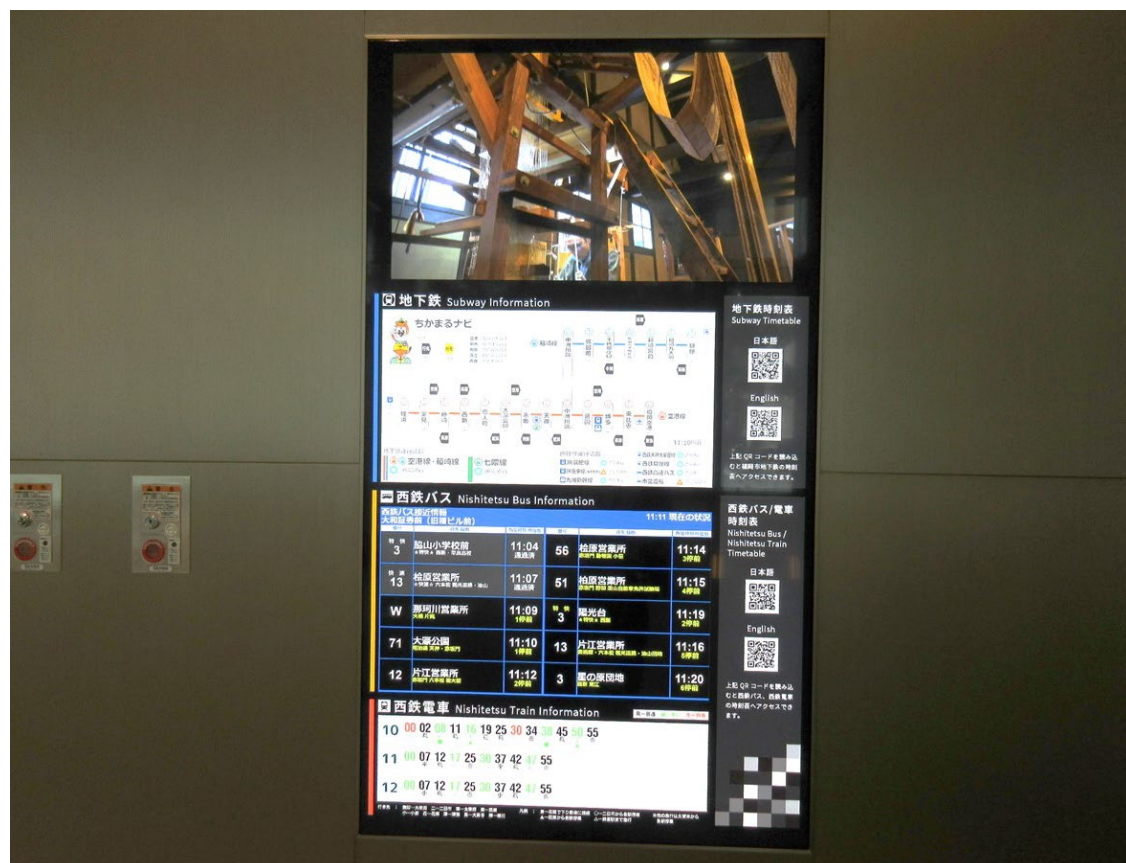
●駐車場配置図作成例（建築物）

※内のり半径がある場合は、現地で測定可能な構造物間の距離を申請図面に図示すること。



●公共交通利用促進措置の実施事例

デジタルサイネージを活用した時刻表の表示（来場者の動線上に設置）



【問い合わせ先】

福岡市 道路下水道局 管理部 駐車場施設課（相談専用）

〒810-8620 福岡市中央区天神1丁目8-1
TEL 092-707-2168
FAX 092-733-5591

【検査写真提出用メールアドレス】

fuchigimukensa@city.fukuoka.lg.jp

【窓口・電話相談受付時間】

月・火・木・金 10:00～12:00
13:00～16:00

※水曜日は現地検査のため、窓口は休止します。

ホームページ

<http://www.city.fukuoka.lg.jp/doro-gesuido/tyuushajo/hp/hutigimujoyourei.html>

福岡市役所のホームページから

[市政全般](#) > [水道・下水道・河川](#) > [自転車・駐車場](#) > [附置義務について](#)

福岡市 附置義務

検 索